

一、商業學校開設

商家子弟の爲め商業教育設備の必要を認め二十五年二月共立商業學校を開設す後二十六年五月之を居留地總代役所へ引繼ぎ會議所より經費の大部分を補助す

一、海草類の検査執行

本港重要輸出品たる布海苔、天草及干鰯の粗悪品改良の爲め二十六年夏取締規則を定め一定の賣買受渡所を設け検査員を置き輸出品に對し検査證を交付す

一、輸出米禁止令に付陳情

輸出米禁止令の件に付二十六年十二月議員を派し大島公使に陳情す

一、朝鮮産業に關し意見書提出

二十七年十一月井上特命全權公使へ朝鮮産業開發に關し意見書を呈す

一、南鮮沿岸視察

二十九年三月大阪商船會社汽船釜山號を借入れ慶尙、全羅兩道南沿岸各地の

視察を爲す

一、荷造改良法の實行

三十年一月米、豆、牛皮及海草等の荷造改良方法を議定し銀行及回漕業者と協議の上實行す

一、日本銀貨通用に關する運動

日本幣制改革後居留地に我銀貨通用及之と兌換し得べき手形發行許可の件に付三十年六月各會議所と協議し一致の運動を爲し韓國政府及日本公使へ具申す

一、釜山元山間電信連絡の臨機施設

京元間電信開通せしも線路の所管を異にせる爲め本港元山間電報送受上該線利用の便なきを以て三十年六月京城會議所と協議し本會議所に於て元山宛電報の受付取扱を爲し京城へ送信の上京城會議所に於て之を受繼ぎ更に元山へ發送の手續を爲すことに協定し大に釜元間電報通信の便に資し後木浦京城間電信開通に際し同一手段を以て本港木浦間通信の便を圖れり

一、京釜鐵道敷設に關する運動

二十九年五六月頃京釜鐵道敷設請願の件に付京城會議所と共に運動を爲し尙該鐵道敷設決定後も速成の件に付當該大臣へ具申し或は釜山草梁連絡の件に付發起會社へ交渉する等該鐵道の敷設に關しては尠なからざる運動を爲せり

一、韓國渡航手續に關する建議

從來嚴重にして繁縟なりし韓國渡航手續を簡易にし移住獎勵に便せん事に付三十三年二月其筋へ建議せり

一、防穀令に關する運動

三十四年七月韓國防穀令の件に付居留地會と提携し或は委員を京城に派し或は外務大臣へ陳情書を提出する等大に其解除に關し運動せり

一、農事改良請願

韓國の農事改良を促す爲め三十四年七月林公使へ請願書を提出す

一、商品陳列所の開設

貿易の發達に資する爲め三十四年商品見本陳列所開設の事を決定し日本各主要地へ理事を派して出品の勧誘を爲し又農商務大臣へ補助請願を爲し三十五年一月より開始す

一、共同荷揚場の設備

三十七年南濱七番地先海面二百餘坪の埋築を爲し素倉及共同荷揚場を設備し公共の便に供せり

一、米豆取引所設立建議

三十八年一月議員中の建議に依り米豆取引所設立に付其筋へ陳情書を提出し後四十三年理事官の諮問に應じ投機取引機關設立の機運に達せる旨を答申す

一、穀物關稅の戰時稅免除運動

外國輸入穀物戰時非常特別稅免除の件に付仁川會議所と提携し三十八年十月委員を東上せしめ當局へ運動す

一、日韓博覽會開催

日韓貿易の發達に資する爲め三十九年四月二十五日より九十二日間會議所構内に於て日韓博覽會を開催す

一、南鮮沿岸視察

本港商業の發達に資する爲め四十年中兩回汽船を備ひ南鮮沿岸各主要地の視察を爲す

一、葉錢の整理に關する盡力

新貨の流通を助け取引の圓滑を圖らんが爲め從來の葉錢整理に關し或は取引上新貨建獎勵の趣意書を公表し或は韓國政府へ意見書を提出する等四十年頃以來各種の盡力を爲せり

一、漁港速成意見開申

韓國政府の計畫に係る本港漁港の速成に付目賀田財政顧問木内總長へ意見書を提出す

一、穀物受渡濱法設定

本港穀物賣買受渡に關する矯弊の爲め四十二年二月穀物受渡濱法を設定し

穀物市場をして實行せしむ

一、鐵道賃金引下意見書提出

朝鮮産業開發の爲め鐵道賃金引下に關し四十二年二月大屋鐵道管理局長官へ意見書を提出す

一、外米輸入税引上反對運動

外國輸入税引上の件に付各會議所と提携反對運動を爲し伊藤統監へ請願書を提出す

一、陳列館設備改善

貿易補助機關として効用を充分ならしめんが爲め四十三年四月韓國政府の補助を得て陳列館の設備改善を爲す

一、釜山上海間航路開設請願

清國と朝鮮との經濟關係を密接ならしめんが爲め滿鮮鐵道の連絡開始の時を期し上海釜山間鐵道連絡航路開設の件に付鐵道局へ請願書を提出す

一、唐津仁川間航路擴張意見提出

釜山寄港唐津仁川間航路擴張の件に關し佐賀縣知事へ意見書を提出す
 一、神戸浦鹽航路存續意見書提出

近海航路整理の爲神浦航路廢止の議あるを以て朝鮮開發の爲め同航路存續の件に關し四十四年六月遞信省並總督府へ意見書を提出す

一、港灣船溜設備に關する請願

港灣改築に關し船溜設備の件に付四十四年十月總督府へ請願書を提出す

一、湖南線の視察

湖南鐵道敷設に關し本港經濟影響調査の爲め書記長をして同沿線各地を視察調査せしむ

二 釜山商業會議所附屬 釜山商品陳列館

商品陳列館の經營は釜山商業會議所創立以來の目的にして蓋し會議所創立の當時に在りては我輸入品中韓人に需用せらるゝもの僅に綿糸、木綿、燐寸等數種に過ぎず、彼等は未だ多く我商品の何たるを知らざるの狀態なりしを以て本會議所は我商品の販路を開拓し以て日韓貿易の發達を圖るは須らく先づ彼等に我商品を

紹介し其嗜好を喚起するの策を以て前提と爲さざる可らずと爲し之が方法として本港と大邱及晋州との一港二府に日本商品見本の陳列所を設置せんとするの意圖ありしも時機尙熟せず久しく之を實現するの機を得ざりしが爾來彼我貿易の趨勢は益這種機關の必要を促し遂に三十四年に至り會議所附屬事業として陳列所を開設するの議を決し日本各地に出品の勧誘を爲し越て三十五年一月六日を以て釜山日本商品陳列館なる名稱の下に會議所内に之を開始し一般公衆の縦覽に供せり然れども是れ素より假設陳列所にして會議所は更に其規模を擴張し完全なる陳列館を建設すべき計劃なりしも其經營素より巨費を要し會議所經費の範圍内を以て之を維持するは到底困難を免れざるを以て當時平田農商務大臣へ陳列館設置の事情を具し保護請願書を提出せしに農商務省に於ても日韓貿易の補助機關として機宜の施設なるとを認められ遂に三十六年度に於て壹千五百圓三十七年度に於て五百圓の補助金を下附せられたり本會議所は之が計畫遂行の爲め西町一丁目(釜山公立小學校跡)に於て一千坪の地を購入し渡邊工學博士に建築設計を囑し三十六年六月を以て煉瓦三層の洋館建坪六十三坪の陳列館建築の工を起

し(工)大事請頁翌三十七年十二月庭園及工事全部の竣工を告げ三十八年四月十六日を卜し開館式を挙げ同十八日より一般の縦覧に供せり本館の建築は工費を要すること五萬七千四百八拾餘圓蓋し輪奐の美規模の宏當時本港第一の建築物を以て稱せらる出品人は朝鮮及日本内地三府三十餘縣に亘り出品點數三千六十餘點に達せり四十一年三月陳列館規則を改正し釜山商品陳列館と改稱す本館は元と會議所附屬事業に屬すと雖も其經營に就ては從來特別會計を設け專屬事務員を置き會議所と其事務及會計を區別せしが四十一年度(四十一)より之を廢止し凡て會議所に合併せり四十二年一月韓國皇帝陛下南韓巡幸の途驛を本港に駐められ同月九日伊藤統監以下文武官を隨へ本館に臨御あらせられ本館基金として金五百圓を下賜せらる而して日韓貿易の趨勢は當時既に著大の發展を爲し本港商工界の情勢は全然其面目を一變するに至り本館の現状は貿易補助機關として其効果を發揮するに足らず到底現下の情勢に伴ふ能はざるに至れるを以て四十二年十月本館設備改善の議を決し同時に韓國政府へ補助請願を爲せしに同年十二月設備改善補助費として金貳千圓を下附せらる依て四十三年一月設備改善に著手

し之と共に所員を京城及日本内地へ派し出品物の蒐集を爲して全部の陳列品を一新する等諸般の準備を了し同四月二十一日を以て改善後の開館式を舉行し翌二十二日より開館せり即ち改善後の設備は二階を以て日本内地の輸入品及釜山製産品の陳列室とし三階を以て朝鮮製産品及参考品の陳列室と爲し階下には韓國農商工部下附の朝鮮地理模型を出陳し又二階圓室に新に新聞縦覽室を設け尙來觀人の娛樂設備として構内に庭園を増設して各種の花卉を栽植し且中央に一大噴水池を設け常に庭園を開放して公衆の遊觀に供せり今出品點數及縦覽人員表を左に掲げ參照に資せんとす

商品陳列館現在出品點數

日本品		一、八七二點	
食料	三九三點	化粧品	一一三點
織物	一二四點	文房具	一〇〇點
金器	二〇三點	其他雜貨	七六一點
陶器	一一〇點	韓國品	三六〇點
漆器	六七點	各種製作品	一五〇點
		農産品	一九二點

鑛産品 一八點

九五四點

釜山製作品

三五三點

各種標本 二三種

水産物及漁具 八七一點

醸造品 九六點

其 他 六〇點

食料品 一〇〇點

商品陳列館開始以來縦覧人員表

年次	日本人	朝鮮人	清國人	歐米人	計
明治三十八年	三〇、六九〇	五六、五二八	三一、九	一六〇	八七、六九七
三十九年	五九、八二三	五〇、九九三	七〇、三	五〇二	一一、〇二一
四十年	二八、二五九	三〇、四五八	七六	一三四	五八、九二七
四十一年	一七、二六一	二五、八四九	六九	一〇七	四三、二九六
四十二年	一四、七二八	二五、〇四六	一五四	六二	三九、九九〇
四十三年	一八、〇八一	二一、七二二	一六四	七七	四〇、〇四四
四十四年	二二、四五三	二七、一六四	一九六	六〇	四九、八七三

備考 三十九年に於て特に縦覧人員の多數なりしは同年陳列館構内に於て九十二日
間日韓商品博覽會の開催ありしに依る

三 釜山商品陳列館附屬賣品館

本館は明治三十六年釜山商業會議所附屬商品陳列館の建築と同時に同館の附屬として會議所に依り同構内に建設せられたるものにして工費參千八百餘圓を要し構造は平家瓦葺建坪百貳拾坪を有し同年十一月七日を以て開館せり本館の目的は日本商品の販路媒助に資する爲め陳列館出品人其他の爲めに陳列館直營として商品試賣の勞を取り兼て市内商人の出店を許し品質良好なる各種商品を廉價を以て販賣し商品市價の模範的機關たらしめんとするに在り故に館内出店者に對しては賣品館出店規則を設け價格統一及正札販賣の勵行、品質の監視等嚴格なる監督を爲せり其後四十一年陳列館の事務を會議所に合併すると同時に陳列館直營の商品試賣事務を廢止し爾後館内全部を出店者に貸附し販賣を爲さしむ本館は陳列館と同く毎月十七日を以て定例休日と爲し其他毎日晝夜一定の時間内開館し一般顧客に商品の販賣を爲せり

四 東萊商業會議所 (草梁)

東萊商業會議所は朝鮮人の經營に係り鮮人商工業者の代表機關にして該會議所は始め十年前に商務會所なるもの設立せられしが後改めて商業會議所と爲りた

るものにして會頭副會頭及委員四十名を以て組織し鮮人會員二百餘名を有せり其經營事業としては毎月二回重要商品の數量價格等を調査して各會員に配布し且鮮内地に於ける各朝鮮人商業會議所と時勢記(商品相場表)の交換を爲し又商工業に關する重要問題に付屢々當局に請願建議を爲せしことあり鮮人商工代表機關として相當の任務を盡しつゝあり

第八節 會社

本港に於ける既設會社は既に二十餘年前に設立せられたるものありと雖も其多くは日露戰役後一般企業勃興の機運に伴ひて起り爾來本港經濟情態の發展と共に相次で興起したるものなるを以て大部分は同戰役後の組織に係り今や其數二十一社に及び其内株式組織のもの十一社、合資組織のもの七社及合名組織のもの三社あり其公稱資本總額百七拾餘萬圓に達せり而して其營業狀態の如きも各社自ら其成績を異にすと雖も中には毎期一割乃至二割の配當を爲すものなきにあらず本港既設會社の數既に此の如くなるに更に内地に本據を有せる各銀行會社

の支店及出張所二十並内外保險會社其他の代理店二十二を算するに至り頗る盛況を呈せり然るに本港に於ける經濟情勢の進展は益企業の機運に伴ひ今や更に造船鐵工(百萬圓)肥料製造(參拾萬圓)探炭事業(五拾萬圓)商業銀行(五拾萬圓)等會社組織の計劃せらるゝあり一面名古屋資本團を中心とせる各地資本家に依り釜山鎮埋築事業を目的とせる朝鮮起業株式會社(參百萬圓)の企畫せらるゝありて中には既に許可済のものあり目下申請中のものあり本港に於ける會社の數は近き將來に於て益其多きを加へんとす今本港現在の會社各支店及代理店を擧ぐれば左の如し

會社 (大正元年八月現在)

社名	業務	所在地	開業年月	株數又は出資人員	資額	拂込額
釜山水産株式會社	水産物委託販賣	南濱町	明治二十二年五月	一、〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇
合資朝鮮時報社	新聞發行及印刷業	南濱町	同二十七年十一月	六	二四,〇〇〇	二四,〇〇〇
釜山倉庫株式會社	倉庫	大廳町	同三十年四月	五〇〇	二五,〇〇〇	一三,〇〇〇
韓國鹽池株式會社	鹽池製及販賣	南濱町	同三十七年八月	三	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇
釜山棧橋株式會社	棧橋	佐藤町	同三十九年六月	三、〇〇〇	一五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
朝鮮産業株式會社	補給、貸付、金、勸業、不動産買賣媒介	埋立新町	同四十年二月	二、〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三五,〇〇〇

第十章 商業 第八節 會社

社名	設置年月	所在地	代理店名
日本郵船株式會社	明治二十年八月	辨天町一丁目	大井銀行釜山支店
株式會社長崎貯蓄銀行	同三十八年八月	本町一丁目	谷三郎
日本海上運送火災保險株式會社	同三十三年三月	辨天町一丁目	池忠助

會社代理店名 (大正元年八月現在)

社名	設置年月	所在地	代理店名
株式會社百三十銀行釜山支店	同	入江町	大井
株式會社十八銀行釜山支店	同	本町	長崎
株式會社周防銀行釜山支店	同	辨天町	山口縣柳井町
大阪商船株式會社釜山支店	同	同	大阪
韓國興業株式會社釜山支店	同	同	東京
韓國瓦斯電氣株式會社釜山支店	同	同	東京
內國通運株式會社釜山出張所	同	同	東京
東亞煙草株式會社釜山販賣部	同	同	東京
朝鮮銀行釜山出張所	同	同	京城
株式會社慶尙農工銀行草梁支店	同	同	京城
ライオンケサン石油會社釜山出張所	同	同	京城
三井物産株式會社釜山出張員	同	同	京城

第十章 商業 第八節 會社

會社支店 (大正元年八月現在)

支店名	業務	所在地	設置年月	資本	所在地
釜山食糧株式會社	食糧品委託買賣	南濱町	明治四十四年四月	一〇〇〇〇	一七、五〇〇
釜山煙草株式會社	煙草製造販賣	寶水町	同四十四年七月	一〇〇〇〇	三五、〇〇〇
滿韓運輸株式會社	運送	辨天町	同四十四年九月	一〇〇〇〇	一二、五〇〇
釜山株式會社	獸畜養殖屠殺業	草梁町	同四十四年十二月	七〇〇〇	八、七五〇
五島合名會社	實業	本町	同四十一年六月	一、四〇〇	五〇、〇〇〇
丸金酒造株式會社	酒類製造	富平町	同四十一年十二月	一、四〇〇	四二、〇〇〇
釜山運輸合資會社	運送	大倉町	同四十一年一月	三〇〇〇	三〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	清涼飲料水製造販賣	大廳町	同四十三年四月	六〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	本町	同四十三年五月	一〇〇〇	一五、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十三年七月	三〇〇〇	二〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十三年十月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十三年十二月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十四年一月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十四年三月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十四年五月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十四年七月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十四年九月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十四年十一月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十四年十二月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十五年一月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十五年三月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十五年五月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十五年七月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十五年九月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十五年十一月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜山共益株式會社	實業	同	同四十五年十二月	一〇〇〇	一〇、〇〇〇

第十章 商業 第八節 會社

日本海上運送火災保險株式會社	明治四十一年三月	本町一丁目	特約取次店
東京海上保險株式會社	同 十三年一月	本町二丁目	第十銀行支店
神戸海上運送火災保險株式會社	同 年 月 月	辨天町一丁目	南代理店
帝國海上運送火災保險株式會社	同 三十七年七月	本町一丁目	大池忠助
同上	同 四十年十二月	本町二丁目	五島合名會社
ニュージーランド海上保險會社	同 同 同 同	琴平町	百三銀行支店
東洋海上保險株式會社	同 四十五年四月	同 同	韓國興業株式會社支店
橫濱火災、海上保險株式會社	同 四十五年五月	同 同	同 同
共同火災海上運送保險株式會社	同 三十九年十二月	本町三丁目	澤山兄弟商會
東京火災海上運送保險株式會社	同 四十年九月	本町二丁目	山田惣七郎
大阪火災海上運送保險株式會社	同 四十四年 月	富平町二丁目	追問房太郎
浪花火災保險株式會社	同 十四年四月	本町二丁目	福本春芳
神戸海上運送火災保險株式會社	同 年 月 月	大廳町二丁目	井谷義三郎
橫濱火災海上保險株式會社	同 三十九年八月	辨天町二丁目	上西收五郎
日本火災保險株式會社	同 二十五年四月	同 同	大池忠助
明治火災保險株式會社	同 二十七年一月	本町一丁目	同 同
ニュージーランド火災保險會社	同 四十年十二月	本町二丁目	十八銀行支店
ノールウキツチ、ユニオン火災保險會社	同 四十年十月	佐藤町	第一銀行支店
同上	同 四十一年九月	本町二丁目	韓國興業會社支店
ロイヤル、エクスチエンガー、アツソーセーション	同 同 同 同	同 同	同 同
ユニオン、グラウン火災保險會社	同 同 同 同	同 同	同 同

第十章 商業 第八節 會社

サン火災保險會社	同 同 同 同	同 同	同 同
サウスブリチッシュ火災海上保險會社	同 同 同 同	同 同	同 同
ロイヤル、インシユアランス會社	同 同 同 同	同 同	同 同
キヤントン、ユニオン、インシユアランス株式會社	同 同 同 同	同 同	同 同
ヤンツ、インシユアランスアツソセーション	同 同 同 同	同 同	同 同
ノースチャイナ、インシユアランス株式會社	同 同 同 同	同 同	同 同
日本生命保險株式會社	同 四十年一月	本町一丁目	西本榮一
明治生命保險株式會社	同 三十八年七月	本町一丁目	十八銀行支店
帝國生命保險株式會社	同 四十年五月	本町二丁目	高瀬支店
東洋生命保險株式會社	同 四十二年五月	佐藤町	韓國興業會社支店
共濟生命保險株式會社	同 二十八年七月	本町一丁目	松本石油部
千代田生命保險相互會社	同 三十七年八月	埋立新町	長谷川龜太郎
大同生命保險株式會社	同 四十年五月	琴平町	萩野彌左衛門
太平生命保險株式會社	同 四十三年十月	本町二丁目	追問房太郎
眞宗信徒生命保險株式會社	同 三十七年七月	本町一丁目	村上元治郎
愛國生命保險株式會社	同 三十七年七月	大廳	島田歸
日清生命保險株式會社	同 四十五年五月	西町二丁目	伊藤甚三郎
蓬萊生命保險相互會社	同 四十五年五月	本町三丁目	永吉庄次郎
日本共立生命保險會社	同 大正元年九月	本町四丁目	田中善支店
太陽生命保險株式會社	同 明治四十五年五月	本町三丁目	内山米太郎
チャイナ、ミューチュアル生命保險會社	同 明治三十七年十二月	本町二丁目	ホームリンガ商會
スタンダード生命保險會社	同 同上	同上	同上

組 合 名	設 立 年 月	組 合 人 員	事 務 所 々 在 地
釜山質屋同業組合	明治十三年四月	三一	四町二丁目
釜山海産商組合	同 三十八年六月	四五	琴平町六番戸
釜山穀物輸出商組合	同 三十八年十一月	三七	同上
釜山藥業組合	同 三十九年三月	三九	辨天町二丁目三十二番戸
釜山牛皮輸出商組合	同 三十九年十月	八	琴平町六番戸
釜山魚仲買組合	同 四十年十一月	六〇	南濱町一丁目
釜山活牛賣買同業組合	同 四十二年三月	五	南濱町二丁目二十三番戸
釜山海産物仲買商組合	同 四十三年三月	四七	南濱町一丁目四十七番戸
釜山港古物商同業組合	同 四十三年三月	一五一	辨天町二丁目廿四番戸
釜山煙草製造業組合	同 四十三年十一月	八	富平町一丁目
釜山輸入商組合	同 四十三年十一月	四八	釜山商業會議所内
釜山牛乳搾取業組合	同 四十三年十二月	五	谷町二丁目番外二番
釜山青物果實同業組合	同 四十四年三月	四〇	西町四丁目四十七番戸
釜山重要海産物問屋組合	同 四十四年五月	一一	南濱町一丁目四十七番戸
釜山船舶問屋組合	同 四十四年五月	一二	高島町
釜山醬油味噌同業組合	同 四十四年七月	一七	西町一丁目十一番戸
釜山白米小賣商組合	同 四十四年九月	一一五	琴平町六番戸
釜山雜貨商組合	同 四十四年十月	三一	釜山商業會議所内
釜山酒類販賣組合	同 四十五年三月	一四	南濱町一丁目十番戸

第十章 商業 第九節 同業組合

組 合 名	設 立 年 月	組 合 人 員	事 務 所 々 在 地
ローヤル生命保險會社	明治三十七年十二月	同上	本町二丁目
ウエスタン生命保險會社	同上	同上	同上
ヤンツー生命保險會社	同上	同上	同上
キヤントン、ユニオン生命保險會社	同上	同上	同上
合衆國エグキダブル生命保險會社	同上	同上	同上

第十章 商業 第九節 同業組合

第九節 同業組合

本港に於ける商業同業者が其營業上の弊害矯正の爲め商業會議所監督の下に夫々組合規約等を設け一致の行動を取りしことは既に二十餘年來屢見たる所なるが爾來本港の發達殊に日露戰役後長足の發展に伴ひ各商工業共何れも同業者逐年増加せると共に同業者は營業上の弊害を矯正し共同の繁榮を圖らんが爲め漸次公認の下に同業組合を組織するものあるに至り現今本港に於ける同業組合は商工業に關するものを始め其他を合せ其數三十餘に及び何れも組合規約に依り相當の施設活動を爲しつゝあり今現在の組合名を擧ぐれば左の如し

釜山同業組合 (大正元年九月現在)

第十章 商業 第九節 同業組合

釜山酒造組合	同	明治四十五年五月	一〇	西町一丁目二番戸
釜山吳服商組合	同	同 四十三年十月	七	辨天町二丁目四十二番戸
釜山履物商組合	同	同 四十年 月	七	本町 丁目
釜山港旅人宿組合	同	同 三十八年一月	一九	辨天町一丁目
釜山代書人組合	同	同 三十四年十二月	一五	琴平町十四番戸
釜山湯屋同業組合	同	同 三十九年八月	一九	富平町一丁目二百六十一番戸
釜山下宿同業組合	同	同 三十九年十月	五〇	大廳町二丁目二十一番戸
釜山理髮同業組合	同	同 三十九年十一月	七一	西町四丁目六十四番戸
釜山飲食店組合	同	同 四十年四月	一三〇	南濱町一丁目十番戸
釜山港料理屋組合	同	同 四十年五月	二〇	南濱町二丁目四十番戸
釜山女髪結同業組合	同	同 四十年五月	九五	寶水町一丁目二番戸
釜山潜水器業組合	同	同 四十年六月	四四	南濱町一丁目二十九番戸
釜山周旋業組合	同	同 四十一年十二月	九	富平町一丁目
釜山賦力細工商組合	同	同 四十三年二月	二〇	幸町一丁目二十三番戸
釜山木挽職同業組合	同	同 四十三年五月	九〇	富平町一丁目二百十二番戸

第十一章 工業

朝鮮の産業状態たる尙農業漁業の時代に屬し工業の如き未だ一般に幼稚の域を脱せず殆ど見るべきものなしと雖も本港の如きは地位最も内地に近運し加ふるに内外に對する水陸交通運輸の便備はれるを以て原料の供給及販路の關係上比較的工業の興起するものあり然れども其工業状態たる概して小規模にして工場組織を爲し動力を使用するものに至りては未だ微々たるを免れざれども其組織規模の如何に拘らず酒及醬油釀造業、精米業、煙草製造業、再製鹽業等の如き朝鮮産原料若くは臺灣支那原鹽に依り製造又は加工するものに在りては近時稍盛況を示し之に次ぎ鐵工業、煉瓦製造、罐詰製造、肥料製造等亦稍見るべきの状あり何れも將來有望の趨勢を示せり其他製粉、製麵、製菓、製蠟、石鹼製造等諸種の工業ありと雖も何れも小規模なる個人經營に屬し特に擧ぐるに足るものなし然れども原料、燃料の供給及交通運輸の點に於て比較的優勝の地位に占據せる本港は近時益工業興起の機運を促し今や既に參拾萬圓の肥料製造百萬圓の造船鐵工所等會社

第十一章 工業

組織の企劃せらるゝあり加ふるに牧ノ島及釜山鎮に於ける港灣埋築事業は益工業地の供給を裕ならしむるものあり本港工業の前途は益有望なりと云ふべし

第一節 釀造業

一 酒釀造業

本港に於ける日本酒の釀造は明治十六年今西峰三郎氏清酒釀造の業を興せるを以て始と爲す是れ管に本港に於ける清酒釀造の創始なるのみならず亦恐らく朝鮮に於ける斯業の嚆矢なるべし其後日清戦役當時に至り荒木其他一二の酒造家起り豊富にして低廉なる朝鮮原料米を以て釀造を營み内地人の需要に應ぜしが爾來居留人口の増加殊に三十七八年日露戦役後居留民の劇増と朝鮮内地本邦移民の増殖及南鮮沿岸に於ける本邦出漁民の増加とは頗る清酒に對する多大の需要を喚起し大に本港清酒釀造業の勃興を促すに至れり本港酒釀造業の今日の盛況を見るに至れる其動機實に日露戦後に存せり今や本港の酒造業は其釀造戸數大小二十二戸を算し其造石高殆ど八千石に垂んとし其種類亦四十餘種の多きに

に達せり而して其販路の如き南は南鮮一帯の沿岸島嶼より北は遠く雄基灣に至る北鮮の各港に達し内陸は京釜沿線の各驛に及びて頗る廣汎の販路を有し現今鮮地に於ける京城其他各酒造地中に在りて斯業の冠冕を以て稱せらるゝに至れり今本港に於ける百石以上の酒造場及其造石高を擧ぐれば左の如し

酒造場一覽表

場名	揚主及代表者名	位置	創業年月	一ヶ年造石高
今西醸造場	今西峰三郎	西町一丁目	明治十六年	一、三〇〇
山内酒造場	山内莊平	富平町二丁目	明治三十三年十月	一、〇〇〇
堀酒造場	堀ミキノ	草場町二丁目	明治三十一年十一月	三〇〇
福田酒造場	福田増兵衛	西町一丁目	明治三十年十一月	三五〇
岡村酒造場	岡村清一	富平町一丁目	明治四十二年十月	二〇〇
丸金酒造株式会社	武田愛治	富平町一丁目	明治四十三年十二月	一、一七六
辻酒造株式会社	河野駒次郎	富平町二丁目	明治四十四年六月	七〇〇
原田酒造場	原田熊吉	釜山	明治三十七年三月	六〇〇
竹鶴酒造場	竹鶴輝二	實水町三丁目	明治三十九年十二月	五〇〇
松岡酒造場	松岡豐藏	草梁	明治三十九年九月	五〇〇

二 醤油醸造業

本港に於ける醤油醸造業の發達も亦酒造業と略ぼ其経路を齊ふすと雖も之を酒造業に比すれば一般に早くより斯業に著手せしもの多きが如く明治十九年山本純一氏の醤油醸造を本港に創始せし以來既に日露戰役前に於て醸造を營めるもの數戸に及びしが當初は内地より諸味を輸入して搾取を爲したるも後漸次朝鮮産麥豆を原料として醸造を爲すに至れり爾來日清日露の兩戰役を経て居留民の益増加せると鮮内地及沿岸各港の開發と共に伴ひ需要の増加と共に各方面に販路を擴張するに至りて益斯業の發達を來し今や醸造戸數十六戸其造石高一ヶ年約四千石に及びり今本港に於ける現在の主要醸造場を擧ぐれば左の如し

醤油醸造場一覽表

場名	場主氏名	位置	創業年月日	醸造石高
山本醸造場	純一	西町一丁目	明治十九年	一、一六〇
中村醸造場	俊松	南濱町三丁目	明治二十四年三月	五〇〇
福田醸造場	増兵衛	西町一丁目	明治二十五年四月	四〇〇

第二節 精米業

本港の精米業は既に二十年前に其萌芽を發し當時足踏器械を以て精米に従事せるもの數戸ありしも當時は唯居留内地人の食糧に供給せしに過ぎざりしが爾後數年を経て人口の増加と共に同業者も其數を加ふるに及び蒸汽器械を使用するものあるに至り精米數量も亦一層の増加を爲し次て日清戰役後諸業の活況に伴ひ斯業も亦繁榮に赴きしが三十一年に至り米價大暴落の爲め一時頓挫の狀ありしも爾來本港の發達殊に日露戰役後露領浦鹽方面へ精米の供給盛に起りし爲め益斯業を促進せしが四十二年浦鹽自由港閉鎖の結果新に精米に課税(精米は「一」フ「四十五

場名	場主氏名	位置	創業年月日	醸造石高
木寺醸造場	寺々三郎	幸町一丁目	明治四十二年九月	一五〇
伊藤醸造部	小三郎	西町一丁目	明治二十五年一月	五〇
山内醸造部	莊平	土城町一丁目	明治三十九年六月	六〇〇
松前醸造場	才助	西町二丁目	明治二十五年八月	三〇〇
柏木醸造場	幸助	絶影島	明治四十年三月	一〇〇
原田醸造場	熊吉	釜山	明治三十八年十月	一八〇
山根醸造場	太吉	富平町一丁目	明治四十二年一月	二〇〇

「コベツク」の課税あるも、輸出逐年増加せり。せらるゝに及び精米の輸出額に減退を來せしと雖も、一面人口の膨脹は益精米の消費額を増大ならしめたるのみならず、北鮮各港に對する精米の供給も亦同地方の發展に伴ひ益盛況を呈し、相俟て一層斯業の發達を促し、今や精米所の數十ヶ所に及び、何れも蒸氣器械若くは石油發動機等動力を使用し、新式機械を以て多大の精米力を發揮しつゝ、あり今其工場名を擧ぐれば左の如し。

精米所一覽表

所名	所主氏名	位	置	創業年月	一ヶ年精米額
大池第一精米所	大池忠助	富平	島町	明治三十九年九月	三九、六〇〇
同第二精米所	大池忠助	牧	島町	明治四十二年一月	一〇八、〇〇〇
土肥精米所	土肥喜八	立	島町	明治四十一年九月	九、〇〇〇
石川精米所	石川侃一	立	島町	明治四十四年六月	四三、〇〇〇
那須精米所	那須藤三郎	立	島町	明治四十年一月	一二、〇〇〇
上山精米所	上山勝藏	立	島町	明治四十四年八月	四九、五〇〇
釜山精米所	釜山甚吉	幸	島町	明治三十五年十一月	八六、四〇〇
品川精米所	品川德藏	幸	島町	明治四十四年八月	四八、〇〇〇

第三節 製鹽業

本港の再製鹽業は明治三十七年許斐製鹽所に於て支那鹽の再製を爲したるを以て始とし、次で三十九年に至り韓國臺鹽販賣合資會社(賀田金三郎)本港に設立せられ、同社は専ら臺灣專賣局と特約の下に同地原鹽の移入を爲し、之を再製若くは粉碎して一般の需用に應ずるものにして、朝鮮に於ける臺灣鹽の一手販賣權を有し、一時は再製鹽業獨占の觀ありしも、爾來朝鮮内地の開發と各沿岸漁業の發展に伴ひ食鹽の需要益増進を來し、四十三年頃より關東州或は山東省より原鹽を輸入して再製に従事するもの勃興するに至り、以て今日の狀況を見るに至れり、然れども本港に於ける支那鹽の再製事業たる創始日尙淺く、未だ仁川の如き盛況を見るに至らずと雖も、而も燃料供給等有利の地位に居り、殊に北鮮の需要地を控へつゝあ

磯谷精米所	磯谷喜三郎	大廳	町	明治四十一年七月	一一、〇〇〇
草梁精米所	草梁角太郎	大廳	町	明治四十二年六月	三、〇〇〇
西津精米所	西津治太郎	大廳	町	明治四十二年九月	五、〇〇〇

れば斯業の前途は尙一層の發達を見るべきは疑を容れず今本港現時の再製鹽業者及製産額を示せば左の如し

製鹽所一覽表

所名	所主	位	置	創業年月	一ヶ年製鹽高
設岐商會製鹽所	濱野專太郎	絶	島	明治四十五年三月	一、〇八〇、〇〇〇
夏目製鹽所	夏目十郎兵衛	同		明治四十三年六月	三、六〇〇、〇〇〇
釜山製鹽所	古野彌吉	同		明治四十三年五月	一、五〇〇、〇〇〇
東商店製鹽所	東野松太郎	同		明治四十三年四月	一、八〇〇、〇〇〇
安藤製鹽所	安藤利八	同		明治四十四年十一月	一、五〇〇、〇〇〇
臺鹽工場	韓國臺鹽合資會社	同		明治三十九年五月	三、六〇〇、〇〇〇
許斐製鹽所	許斐友治郎	同		明治三十七年十一月	二、八八〇、〇〇〇
松本製鹽所	松本小一郎	絶	島館	明治四十三年十月	三、〇〇〇、〇〇〇

第四節 電氣及瓦斯事業

本港の電燈事業は其始め明治三十五年五月本港に設立せられたる釜山電燈株式會社の經營に係れるものなりしが四十三年五月韓國瓦斯電氣株式會社(資本金百萬元本

社東)の設立せらるゝに及び釜山電燈會社買收の協定成り同年十一月より韓國瓦斯電燈株式會社釜山支店の經營に移れるものにして現今の設備は百廿五馬力の「ボックス」フリミヤ、エンジンを以て發動機二臺を運轉し百八十「キロワット」の電力を起すものにして現在の需用戸數は一千五百戸、總燈數約五千個而して電燈餘力は十六燭光約四百燭なり尙會社は當初の計劃の如く瓦斯事業をも開始の爲め目下市内綠町に瓦斯「タンク」及發電所等の新築並市内瓦斯管敷設工事中にて不日竣工を見るべく竣成の上は瓦斯力に依り發電機の運轉を爲し三百五十「キロワット」の電力を得以て電力及電燈の需用に供し又瓦斯は「コール瓦斯」にして「タンク」の容積を十五萬立方呎とし三十三萬立方呎の供給を爲し以て動力、煖爐燃料用及燈火の利用に供すべき設備を爲すの計劃にして目下瓦斯の需用申込は既に七百戸二千七百口に達せりと云ふ今同社現在の電燈料金及瓦斯料金を示せば左の如し

一、常夜燈 (一ヶ月料金) (大正元年九月現在)

燭力別	炭素線電球使用	金屬線電球使用
外燈	五	拾
燭光	金	錢
	五	拾

品名	燈火	燭	光	一時間瓦斯量	一日五時間點火するものと假定し一月瓦斯代
同	同		二〇〇	一、五	五六〇
同			五〇〇	二、〇	七五〇
同			九〇〇	三、五	一三〇〇

一、燈火

瓦斯料金 (大正元年九月現在)

燭別	十	五	日	以	内	十	五	日	以	上
五 十 十 六 五 廿 卅 五 百 千	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光
	金 貳 圓 貳 拾 五	金 貳 圓 貳 拾 五	金 四 拾 五	金 參 拾 五	金 貳 拾 五	金 拾 五	金 拾 五	金 拾 五	金 拾 九	金 拾 九
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

三、臨時燈

燭別	十	五	日	以	内	十	五	日	以	上
室 内 五 十 十 六 五 廿 五 百 千	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光	燭 光
	金 八 拾 五	金 壹 圓 七 拾 五	金 壹 圓 七 拾 五	金 壹 圓 七 拾 五	金 壹 圓 七 拾 五	金 壹 圓 七 拾 五	金 壹 圓 七 拾 五	金 壹 圓 七 拾 五	金 壹 圓 七 拾 五	金 壹 圓 七 拾 五
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

二、從量燈 (メートル付)

電力一千ワット時に付

「メートル」の種類に依り使用の「ワット」時數に應じ前記の料金を徴するも左記の最低料金は使用せざる時と雖も徴收す

金貳拾五錢

メートル種類	最低額料金
十燈用	金五圓
二十燈用	金八圓
三十燈用	金拾圓
五十燈用	金拾八圓
百燈用	金拾八圓
二百燈用	金參拾八圓
五百燈用	金參拾八圓
千燈用	金參拾八圓

第十一章 工業 第五節 煙草製造業
二、燃料

品名	種類	使用日數	瓦斯	代
七輪	大 小	一 五、〇 五、〇 <small>立方呎</small>	一 回 瓦 斯 量	〇 一 二 五 〇 三 七 五

品名	種類	一回の使用時間	一回瓦斯量	瓦斯代	金
同 同 籠	一 升 二 升 三 升	十 分 十 五 分 二 十 分	一 五、〇 九、〇 五、〇 <small>立方呎</small>	瓦 斯 代	〇 一 二 五 〇 二 二 五 〇 三 七 五

品名	種類	一時間の瓦斯量	金	額
煖 爐	八疊間又は十疊同用	一〇〇 <small>立方呎</small>		〇 二 五

第五節 煙草製造業

本港に於ける煙草製造業は日露戦後居留人口の劇増と由來喫煙癖を以て有名な

る鮮人の近年巻煙草に對する嗜好を喚起し其需用逐年増進の趨勢を來せるより明治四十年釜山煙草株式會社本港に設立せられ次で村上兄弟商會東洋煙草商會等一二個人の開業を見るに至りしが會々近年京釜沿線なる密陽を主とし其他大邱附近一般に内地移住營農者に依り日本種葉煙草の栽培事業勃興し其産額も亦尠なからざるを以て本港巻煙草の製造業は原料供給の便を得多く是等朝鮮産葉煙草を使用するに至り其製品の如きも逐年佳良に赴けり目下釜山煙草會社は鮮人職工三百人を使用し村上東洋の二商會も亦各十數名の職工を使用して製造に従事し一般の需要に應じつゝあり就中釜山煙草會社製品の如きは近來南滿地方にも販路を擴張し其需用も亦尠なからずと云ふ今現在の煙草工場を示せば左の如し

場名	經營者名	所在	創業年月	一ヶ年産額
釜山煙草株式會社 村上兄弟商會 東洋煙草商會	小倉 胖三郎 村上 半之丞 石田 新吉	寶水町一丁目 西町三丁目 富平町一丁目	明治四十年四月 明治四十年五月 明治四十一年二月	六〇、〇〇〇、〇〇〇 一七、五〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、八〇〇、〇〇〇 刻五、〇〇〇、〇〇〇

第十一章 工業 第五節 煙草製造業

場名	所主氏名	位置	創業年月	一ヶ年製産額
柴田石鹼製造所	柴田 諭	草梁支那町	明治四十三年十月	九、〇〇〇
靖和洋行石鹼製造所	小田 謙	富平町一丁目	明治三十八年七月	一、八〇〇
釜山製肥工場	小林 彦	富平町一丁目	明治三十九年五月	七五、〇〇〇
安藤煉瓦製造所	安藤 利	谷町二丁目	明治二十六年十一月	八、四〇〇
河野瓦製造所	不詳	牧ノ島	明治三十九年	三、六〇〇
立花煉瓦製造所	大原 同	牧ノ島	明治三十九年	三、〇〇〇
朝鮮海水産組合製氷所	阿比留 貞	本町一丁目	明治四十三年三月	一、八〇〇
阿比留味噌製造所	阿比留 貞	辨天町二丁目	明治十七年	八、〇〇〇
中村造船所	中村 久	牧ノ島	明治二十五年三月	二、〇〇〇
小野染工場	小野 力	幸町一丁目	明治三十六年三月	一、〇〇〇
松屋釜山支店製蠟場	立石 真	富平町三丁目	明治四十四年十月	三、〇〇〇
田中善支店繰綿工場	柴田 猪	釜山鎮凡一洞	明治四十四年十月	七二、〇〇〇
朝鮮時報社印刷部	高木 末	辨天町二丁目	明治二十五年七月	五、〇〇〇
釜山印刷社印刷部	和田 利	大廳町一丁目	明治三十八年七月	一一、〇〇〇
釜山日報社印刷部	河井 亮	辨天町三丁目	明治四十年十月	一八、〇〇〇
尾形水飴製造所	尾縣 哲	大新	明治四十二年十月	二八、八〇〇
大山足袋製造所	大山 儀	辨天町一丁目	明治四十年五月	七五、〇〇〇
高橋製麵所	高橋 佐	西町四丁目	明治三十七年十月	一六、〇〇〇
安本製麵所	安本 清	富平町二丁目	明治四十三年六月	三、六〇〇
田代製粉所	田代 政	富平町三丁目	明治四十年一月	二〇、〇〇〇
寺田菓子製造所	寺田 安	富平町一丁目	明治四十二年二月	二〇、〇〇〇

第六節 各種工業

前記工業の外尙數ヶ所の鐵工場ありて小汽罐の修繕及器械船具等の製造を爲し又小型蒸汽船の修理、小船及漁船等の製作、修繕等を爲すべき一二造船工場あり硫酸安母尼肥料の製造工場あり其外鑛詰煉瓦其他の各種小工業を合せ枚舉すれば其工場實に二十餘を算すべし即ち左の如し

各種工場一覽表

場名	所主氏名	位置	創業年月	一ヶ年製産額
横江川鐵工場	横江川 定	富平町三丁目	明治三十八年七月	一〇〇、〇〇〇
西條鐵工場	西條 利	富平町一丁目	明治三十九年五月	七五、〇〇〇
野口鐵工場	野口 三	幸町二丁目	明治二十六年十一月	八、四〇〇
下條鐵工場	下條 茂	幸町二丁目	明治三十九年一月	三、六〇〇
吉田鑛詰製造所	吉田 兼	大廳町二丁目	明治四十二年二月	三、〇〇〇
淡盛商會鑛詰製造所	森野 正	蔚山郡長生浦	明治三十五年四月	六二、四〇〇
加納鑛詰製造所	加納 佐	辨天町一丁目	明治二十六年八月	一八〇、〇〇〇
牛島洗濯曹達製造所	近江 一	大新里町一丁目	明治四十年二月	三六〇、〇〇〇

第十二章 水産事業

本港は常に朝鮮半島に於ける貿易上の重要港なるのみならず其漁業に於けるも亦最も重要な關係を有せり之を既往に釋ぬるに本邦人の朝鮮沿海に通漁を試むるに至りたるは今より七十餘年前我西南の漁民釜山近海に鯛の出漁を試みたるに濫觴し維新後に至り安藝、長門、豊後等の漁船争ふて出漁し其業頻年盛となりしが明治十六年日韓貿易規則の協定せらるゝや其第四十一款に於て相互通漁に關する規定を約し越て二十二年に至り同則に基きて更に兩國の間に通漁規則の協定を見るに及び爾後續々出漁を爲すに至れり當時出漁者の多くは一旦釜山に渡航し本港居留地役所に就き漁業免許證下附願書に居留民長の奥書を得更に領事の證明を受け之を釜山海關長に提出して免許證を得たり本港は斯の如く漁業に關しては從來よりの關係を有したるのみならず今や朝鮮沿岸中最も漁業の發達せる南鮮漁業地の中心と爲り殊に其漁業圈に屬する釜山海峽は勘察、阿哥斯克海より南下する寒潮と呂宋、臺灣より北上する暖潮との交會點に在りて兩潮流に屬

營業種目 水産物賣買、漁業、製造、輸送、
委託販賣、製氷及販賣

釜山水産株式會社

釜山府釜山南濱町
一丁目四十二番地
電話 一〇九
電信略號 (ス) 又ハ (スイ)

撰 精 質 品

●製造發賣品

最新ナル編網機械製并
ニ手流

綿糸 漁 網

麻糸 製網 繩 其他

延繩 各種

鱒流瀨網

麻苧各種

一漁網用綿糸麻糸 ● 換子網
一延繩用綿糸 ● 帆布各種
一棉糸ロープ各種 ● 標格網同網繩
一真鍮鋼鐵鋼針引釣針金各種
其他 和洋船具漁具一式

●特約直輸入品

一香港製網マニラロープ
一網染料 カチー ● ダイヤー
一英國ソーマス、ハバツクエント
ソソ會社ベイント ● ポイル油其
他各種

釜山港南濱町一丁目

福 福島源次郎

電話九五九番
電話三三三番
電話〇七(又ハ)フ

G. Fukushima Shop.

Manufacturer of fishing nets (hemp & cotton thread)

Minamihama chō, Fusan, Chōsen.

TELEPHONE No. 959.

強 勉 實 確

(中付四二)

する魚族の豊富を以て著はれ加ふるに日鮮交通の要衝朝鮮縦貫鐵道の發著地點に位し交通運輸至便にして朝鮮半島に於ける水産事業上最も形勝の地利を占め且つ魚市場漁港(未だ事業開始に至らざるも)水産組合本部製氷所造船所等漁業に關する直接間接の機關も亦整備しつゝあるを以て現今朝鮮沿岸に於ける内地出漁者の殆ど大半は釜山を中心とせる漁業圈内に活動しつゝあり而して本港を根據地として居住せる漁業者は其の數々百人に及び多くは對岸牧ノ島に集居し近海に出漁して其漁獲物を市場に販賣し其額も亦尠ならず此の如く本港は水産物の集散上最好の地位にあるを以て年々朝鮮滿洲及日本に於ける各需用地へ供給せらるゝ巨額の魚類海藻は多く本港より輸送せらるゝものにして其價額一ヶ年約參百餘萬圓に達し其集散額の多き朝鮮中各開港地に冠絶す之と同時に入港漁船の本港に消費する金額と本港より各漁業地へ供給する物資の價額とは亦實に尠ならず本港繁榮の漁業に俟つもの由來頗る大なるものあり今左に項を分ち本港に於ける漁業上の各種機關及水産物集散の狀況を示さんとす

第一節 漁業機關

一 朝鮮海水産組合

朝鮮海水産組合は朝鮮沿海を以て營業區域とする内地人漁業者を以て組織するものにして其の起原は朝鮮沿海に於ける内地人漁業の漸次發達するに伴ひ明治三十年時勢の必要に迫り設立せられたる朝鮮海漁業協會なる漁業團體に始まり次で三十二年外務農商務兩大臣の訓令に基き更に各府縣朝鮮海通漁組合及び朝鮮海通漁組合聯合會を組織し越て三十五年外國領海水産組合法の制定發布せらるゝや更に之が組織を改め現在の朝鮮海水産組合を設立し以て今日に至れり而して日本政府より漁業者の保護取締補助費として三十一年度に於て金千圓を補助せられたるを始とし爾來年々補助を受けしが四十年より統監府の管理に屬し同府より補助を受け四十二年度日韓漁業法協定實施に際し韓國漁業者に對しても一層保護取締の任務を盡すべき必要に立至りたるを以て同年度よりは更に韓國政府よりも補助を受くるに至り四十三年日韓併合後は總督府の所管に移

り引續き補助を受けつゝあり而して本組合は創立以來朝鮮海に於ける本邦漁業者の保護取締及び斯業上の指導獎勵機關として諸般の施設經營を爲し來りしが韓國漁業法の實施と同時に從來本邦漁業者の集合地點を本位として配置したる支部出張所の外更に韓國漁業者に重要な關係ある樞區を撰び新に支部及び出張所を沿岸島嶼等に増設し韓國漁業者に對しても本邦漁業者同様の取扱を爲し且つ韓國漁業者の古來慣用せる粗笨迂拙の漁具漁法を改良するの目的を以て四十年年度農商工部の特別補助を受け日本式の進歩せる漁船漁具を購入し相當監督の方法を以て無償配付を爲し特に技術者を派遣して其使用法を指導する等直接間接に韓國漁業者の指導獎勵にも力を盡したる結果韓國漁業者に於ても漸次本組合の効益と存在とを認むるに至れり現今本組合は支部を清津、城津、元山、馬山、木浦、群山、仁川、鎮南浦及龍岩浦の九ヶ所に設け又出張所を竹邊、浦項、方魚津、長承浦、統營、左水營、濟州島、法聖浦、於青島、龍湖島及夢金浦の十一ヶ所に置き本部及び各支部には巡邏船各一隻づゝを備へ且つ専務若くは囑託醫師を置き主として日鮮漁業者の保護取締指導獎勵、遭難救濟、漁場の調査、傷病者の施藥救療、通信貯金の取扱等

の業務を遂行し朝鮮漁業に貢献する所頗る大なり今本組合事務の主なるものを擧ぐれば左の如し

- 一、組合員の保護取締及び遭難救済を爲すこと
- 一、組合員の漁業に關する出願申請届出其他手續に關する諸般の代辨を爲すこと
- 一、組合員の漁業に關する通信報告を爲すこと
- 一、組合員の通信及び貯金を爲す換取の代辨を爲すこと
- 一、組合員の紛議仲裁及び調停に關すること
- 一、組合員の風儀を矯正し彼我の和親を圖ること
- 一、漁獲物販賣に關し便益を圖ること
- 一、漁船漁具の改良及び保管を爲すこと
- 一、漁場の調査探検及び水族の蕃殖保護を圖ること
- 一、通漁に關し功績ある者を表彰し又は組合員の通漁中特別善行ある者に賞與をなすこと

一、其他組合共同の利益を増進するに必要な施設を爲すこと

二 釜山水産株式會社

明治二十二年日韓通漁規則の發布せらるゝに及び本邦漁業者の渡韓漁業に従事するもの漸く多きを加ふるに至りしが當時未だ漁場の狀況に通ぜず漁具の適否を知らざりしが爲め失敗或は犯則に陥るもの尠なからざりしを以て同年八月釜山有志者相謀り資本金五萬圓を以て釜山水産會社なるものを設立し漁場の險探漁期の試験、漁具の使用、餌料の採收等沿岸漁業に關する諸般の調査研究を爲して漁業者の指導獎勵に努め傍ら同社前岸に魚市場を設けて漁獲物の競賣を爲し以て販路の便に供し其他新來漁業者の爲めに官衙に對する各種の代辨爲替貯金の周旋及資本貸付等に至るまで漁業者の便益を圖り後三十一年釜山有志者と謀り本邦出漁者の保護取締の機關として別に漁業協會なるものを組織し從來會社の取扱ひたる公共的事務を擧て該團體に移し同社は其經費の幾分を補助せり其後四十年五月本港有力者の資本金六拾萬圓を以て釜山水産株式會社設立の企劃を爲すや同社の事業全部を繼承し茲に現今の水産會社の成立を見るに至れり同社

は此の如く前身會社以來本港水産事業に對し各種の施設經營を爲したるのみならず現今尙本港唯一の魚市場其他の經營を爲し本港に於ける斯業上の樞要機關たり今同社經營事業の主なるものを擧ぐれば左の如し

一、魚市場 毎日市場を開き本港に水揚されたる魚類の委託販賣を取扱ひ其販賣方法は糶賣、算當賣及入札賣の三種と爲し其購買は會社の專屬仲買人に限り會社は販賣手数料として糶賣は一割、算當又は入札賣は五分の手数料を徴收し委託荷主に對しては請求次第仕切勘定を爲し仲買人に對しては戻口錢又は賞與金の方法を設く(第六節市場中魚市場の項參照)

一、魚類輸送 會社は漁業者の便を圖ると共に其市場に生鮮魚を蒐集せんが爲め其所有船を附近漁場に派遣して魚類の輸送に従事す而して其輸送料は漁場の遠近に依り一樣ならずと雖も大抵會社市場に於ける賣上價額の一割乃至一割五分とす同社は又捕魚輸送の附帶事業として各漁場附近に活洲を設備し漁船又は其母船の依頼に應じて使用せしむ

一、漁業資金融通 會社は漁業者に資金融通の爲め所謂仕込をなし豫め漁船一

隻に付貳參百圓を限度として資金の貸付を爲す

一、罹災救助 仕込を爲したる漁船又は漁船乗組員に遭難又は疾病死亡者ありたるときは毎一人遭難死亡拾圓、疾病死亡五圓の割にて其遺族に給與す

一、漁業者及仲買人獎勵 會社は獎勵の爲め漁船の市場賣上高壹千圓以上のものに對し夫々賞與をなし又仲買人には市場手数料の戻口錢をなし且つ毎半期魚類購入高壹萬圓以上のものに對し夫々金品の賞與を爲せり

一、魚類製造 會社は附帶事業として鱈、鱈干、鰯、鯛、田麩、罐詰及魚油の製造販賣を爲し原料は各漁業地の漁業者と契約蒐集を爲す

三 魚港 (水産物輸出入場)

本港は魚類海藻の最も豊富なる南鮮沿岸の中心に位し加ふるに海陸の交通最も便利なるを以て先に韓國財政顧問たりし目賀田男爵は此形勝の地を利し本港に魚港設備の計劃を爲し明治四十四年二月舊稅關跡に漁港設備の工を起し四十五年三月全部竣工せり該港は規模必しも大なりと云ふを得ざるも各種の設備を具ふるを以て未だ其運用を開始するに至らざるも事業一たび開始せられん乎本港

(310)

水産物の集散上多大の利便を得るに至るべく漁業上最も樞要の機關と爲す今其設備の概要を示せば左の如し

- 一、製氷所及冷蔵庫 内港の沿岸に接し總建坪百八十三坪の木造平家を建設し之を二棟に區別し一を製氷所他を冷蔵庫と爲し製氷所には、レミントン、アンモニア壓搾機二臺を据付け一日九噸の製氷力及六噸の冷蔵力を保たしめ以て生魚の貯藏發送の用に供す
- 一、魚類競賣場 沿岸中央に總坪數三百二十坪の上屋を設け全部混凝土叩とし之を魚類の競賣場と爲し而して上屋の一半を二階建とし階上を數室に仕切りて船具其他漁夫携帶品預り倉庫とし他の一半を平屋とし屋上に水産物干場を設く
- 一、仲買人貸庫及荷造場 競賣場の後部道路を隔て總建坪二百八坪の仲買人貸庫及荷造場を設け貸庫は六坪とし總數二十七戸前を設く
- 一、運送店 魚類運送用として仲買人貸庫に連續して建坪十五坪の運送店一戸を設く

(311)

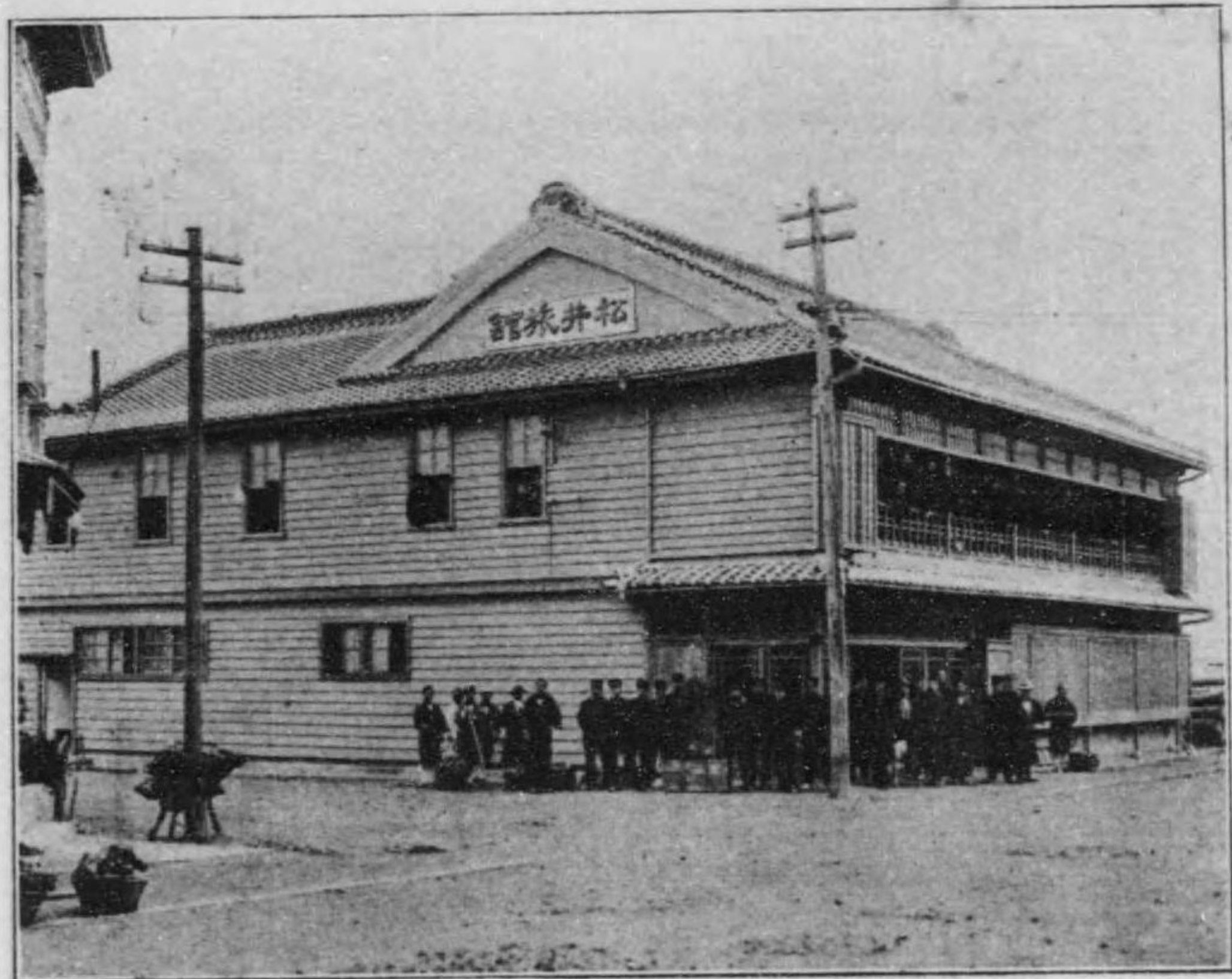
- 一、仲買店及雜品庫 運送店に隣接して間口二十六間奥行三間の木造二階建を設け其一部を雜品庫とし他を五戸に仕切り階下を仲買人出張店とし階上を職員住宅と爲す
- 一、漁港事務所 漁港正門内左側に木造二階建洋館を設け階上を漁港事務所に充て階下の一部を事務室其他を税關出張所及宿直室等とす
- 一、俱樂部 門内右側に建坪五十四坪の日本風の二階建を設け階下を二分して一を日用雜貨店他を浴場と爲し階上を以て俱樂部及集會所となす
- 一、鹽藏庫及干燥物庫 競賣場の左側沿岸に鹽藏庫並貯鹽庫一棟及干燥物庫一棟を設く
- 一、漁船溜 漁港の左右兩側より突堤を築き中央に出入口を設け水面積約六千坪を包擁し之を漁船々溜と爲す

四 牧ノ島漁業協會

牧ノ島(絶影島)は漁業の碇繫に便利なるより各縣より移住し又は常に碇繫して漁業を營む者常に二百艘を下らず隨て是等漁業者間に起るべき出來事は極めて盛

なからざるも元と組合又は團體に依りて統一せらるゝにあらざるを以て秩序なく一致なく相互の和親を缺き紛擾絶えず弊害百出するより同島の有志荒川岩助早川七松小川金八三輪保吾の四氏は朝鮮海水産組合本部の懲愆に依り漁業機關の設立を發起し明治四十四年十月道廳の認可を得て牧ノ島漁業協會を設立せしが同會は専ら同業者の弊害を矯正し相互の利益を増進する爲め朝鮮海水産組合本部の指揮に依り左記の業務を遂行し爾來本港の漁業者に對し裨益する所尠なからず

- 一、會員の保護取締及救済を爲すこと
- 一、會員中及會員外に對する紛議に關し仲裁又は調停に關すること
- 一、漁業に關する法令規則を遵守すること
- 一、斯業の學識經驗あるものを聘し隨時講話を爲すこと
- 一、會員の風儀を矯正し彼我の和親を圖ること
- 一、會員中善行及特殊の効績あるものゝ表彰に關すること
- 一、其の他組合員共同の利益を増進するに必要な設備を爲すこと



新築セル松井旅館本店

釜山驛棧橋通り郵便本局前

軍用棧橋際ニシテ停車場ニ約二丁

松井旅館本店

(長電八〇番)

釜山停車場構内

松井旅館支店

(電壹四叁番)

米雜穀商

大阪^大人造肥料販賣店

松井幸次郎

會席御料理

宴會ハ大小上下ヲ問ハズ特ニ御輕便ヲ主トシ

御用命ニ應ズ

釜山幸町

鳴戸本店

電話七〇番

第二節 海產物集散狀況

一 魚類集散

釜山港は其左右には南鮮沿海一帯の豊富なる漁場を擁し背後には大邱、京城、平壤、義州等を始め鐵道沿線各都邑の消費地を有し前面には日本内地多大の需要地を控へ其中間交通運輸至便の地點に位するを以て朝鮮半島中魚類の集散市場として第一の地位を占むるは當然の理勢と云ふべく而して本港に集る魚類は東北は迎日灣より南は濟州島西は海南島に至る南鮮一帯の海面を以て範圍とし其販路は内は鐵道便に依り京釜、京義兩沿線の各驛より遠く滿洲に至り外は關釜聯絡船便に依りて内地の門司、下關、廣島、岡山、神戸、大阪、京都、名古屋等に至り季節に依りては遠く東京市場へ輸送せらるゝに至る又其輸送額は朝鮮内地八分日本内地二分の割合にして而も其趨勢は近年朝鮮内地及滿洲等販路の擴張と共に日本向移出は減退の傾向を呈するに至れり而して其需要地中鮮魚の最も多く輸送せらるゝは鮮地に在りては京城を首とし仁川、龍山之に亞き鹽乾魚は大邱を以て最とす其

内地に輸送せらるゝものは全然鮮魚にして其正確なる數量を得難しと雖も一ヶ月約二千箇乃至三千箇の間に在るべく其内最も多きは大阪とし次は京都、廣島、岡山等とす而して魚類の集散は朝鮮に於ける内地人移住者の増加及交通機關の發達と共に益其數量を増加するのみならず近年冷蔵輸送の發達に伴ひ逐年内外の販路を擴大しつゝあり販路の状況既に此の如くなるを以て其魚價の如きも年々昂騰の趨勢を呈し全く従前と其狀を異にするに至れり今左に既往數ヶ年に於ける魚類集散及魚價に關する諸表を掲げ其趨勢を示さんとす

最近十五ヶ年間魚類水揚高表 (釜山魚市場)

年	次	水揚高	年	次	水揚高
明治	三	一一、八九六	明治	三	一〇四、六三七
同	三	一〇四、四四九	同	三	一五七、五四一
同	三	一〇三、八三一	同	三	三三四、四九四
同	三	九三、六七三	同	三	四〇二、一三一
同	三	一〇一、一四二	同	四	五四七、三三九
同	三	九五、四七五	同	四	六五二、七三七
同	十五	同	同	十	同

備考 本表水揚高は魚市場の競買價額を示す
最近十五ヶ年間釜山港魚類移輸出表

年	次	數	量	價	額
明治	三	三	九七、二〇〇	三、二三六	
同	三	三	二二五、八〇〇	八、八六一	
同	三	三	一七〇、八〇〇	六、一〇〇	
同	三	三	二五四、四〇〇	八、九〇七	
同	三	三	二七五、八〇〇	九、六五四	
同	三	三	二二五、四〇〇	七、八九〇	
同	三	三	二、一七三、九〇〇	七四、〇五八	
同	三	三	二、四六〇、七〇〇	八〇、四四四	
同	三	三	二、八九七、八〇〇	一〇〇、三五三	
同	三	三	三、二二〇、七〇〇	一三一、九一一	
同	三	三	四、〇三一、九〇〇	二一〇、八七三	
同	三	三	二、〇四五、六〇〇	二一五、六〇〇	
同	三	三	二、七五三、七〇〇	二二五、一七三	

同	四	六二二、〇九三	同	四	六三一、〇六三
同	十三	六〇五、八三三	同	十四	

す	に	せ	ひ	く	た	は	い	あ	さ	い	う	か
き	べ	す	ら	を	ら	な	ち	じ	し	ば	な	ま
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
5,000	6,000	5,000	6,000	5,000	6,000	5,000	6,000	5,000	6,000	5,000	6,000	5,000
4,000	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000
3,000	4,000	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000
2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000
1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000
0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0
7,000	8,000	7,000	8,000	7,000	8,000	7,000	8,000	7,000	8,000	7,000	8,000	7,000
6,000	7,000	6,000	7,000	6,000	7,000	6,000	7,000	6,000	7,000	6,000	7,000	6,000
5,000	6,000	5,000	6,000	5,000	6,000	5,000	6,000	5,000	6,000	5,000	6,000	5,000
4,000	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000
3,000	4,000	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000
2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000
1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000
0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0

二 海藻類集産

本港を中心とする近海漁業圏内は魚類の豊富なると共に海藻類も亦頗る饒多にして年々本港に集散せらるゝもの其額尠なからず其種類も亦一にして足らずと雖も其中最も多額を占むるものは石花菜(天草)布海苔(海蘿)銀杏草等にして其産地

品名	四十二年		四十三年		四十四年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
石花菜	1,131,645斤	7,326,400	1,693,355斤	9,400,330	1,693,355斤	9,400,330
海菜	575,644斤	3,363,230	701,121斤	5,199,800	615,596斤	4,357,000
銀杏草	76,998斤	1,102,300	76,998斤	1,102,300	92,124斤	1,296,700

は北は咸鏡江原兩道沿海より南は慶尙南道全羅南道の沿海に至る廣汎の範圍に涉れりと雖も、就中蔚山、甘浦、濟州島、麗水附近より廻著するもの最も多きに居り其出廻最盛季は何れも五六月の交に在りとす而して其需用地は鮮内地に需用せらるゝものは其額極めて微々たるものにして殆ど全部は日本内地へ移出せられ其仕向地は石花菜、眞布は大阪を主とし布海苔は従來重に大阪へ輸送せられしも近來は九州久留米地方へ移出せらるゝもの最も多額を占むるに至れり今最近五ヶ年間に於ける海藻類の移出額を示せば左の如し

重要海藻移輸出額最近三ヶ年表

備考 一、本表は本港移輸出海藻類中重要なるもののみを挙げたるものにして海藻移輸出額の全部を表したるものにあらずるを以て合計を示さず

第十二章 水産事業 第二節 海産物集散状況

一、四十二年分は税關統計表に海羅を除く外他の品名を挙げず其數量價額を知るに由なきを以て本表は之を示さず

鐵道便發送海草數三ヶ年表

海草	釜山驛發送			草梁驛發送		
	四十二年	四十三年	四十四年	四十二年	四十三年	四十四年
五二八 <small>噸</small>	三七四 <small>噸</small>	五一四 <small>噸</small>	一、二二一 <small>噸</small>	一、〇四三 <small>噸</small>	一、三九二 <small>噸</small>	

備考 一、鐵道統計には品別を示さざるを以て單に海草の總噸數を表示す

國定教科書

慶尙南北、全羅南北、江原、咸鏡南北

特約販賣所

朝鮮總督府教科書賣捌店
 陸地測量部地圖販賣代理店
 博文館發行圖書大賣捌店
 三省堂器械標本部代理店
 山葉製樂器特約販賣店

釜山港大廳町

博文堂書店

電話七三五番
振替京城一一八番

公立商業專修學校
 公立高等女學校
 公立商業學校
 釜山實業夜學校

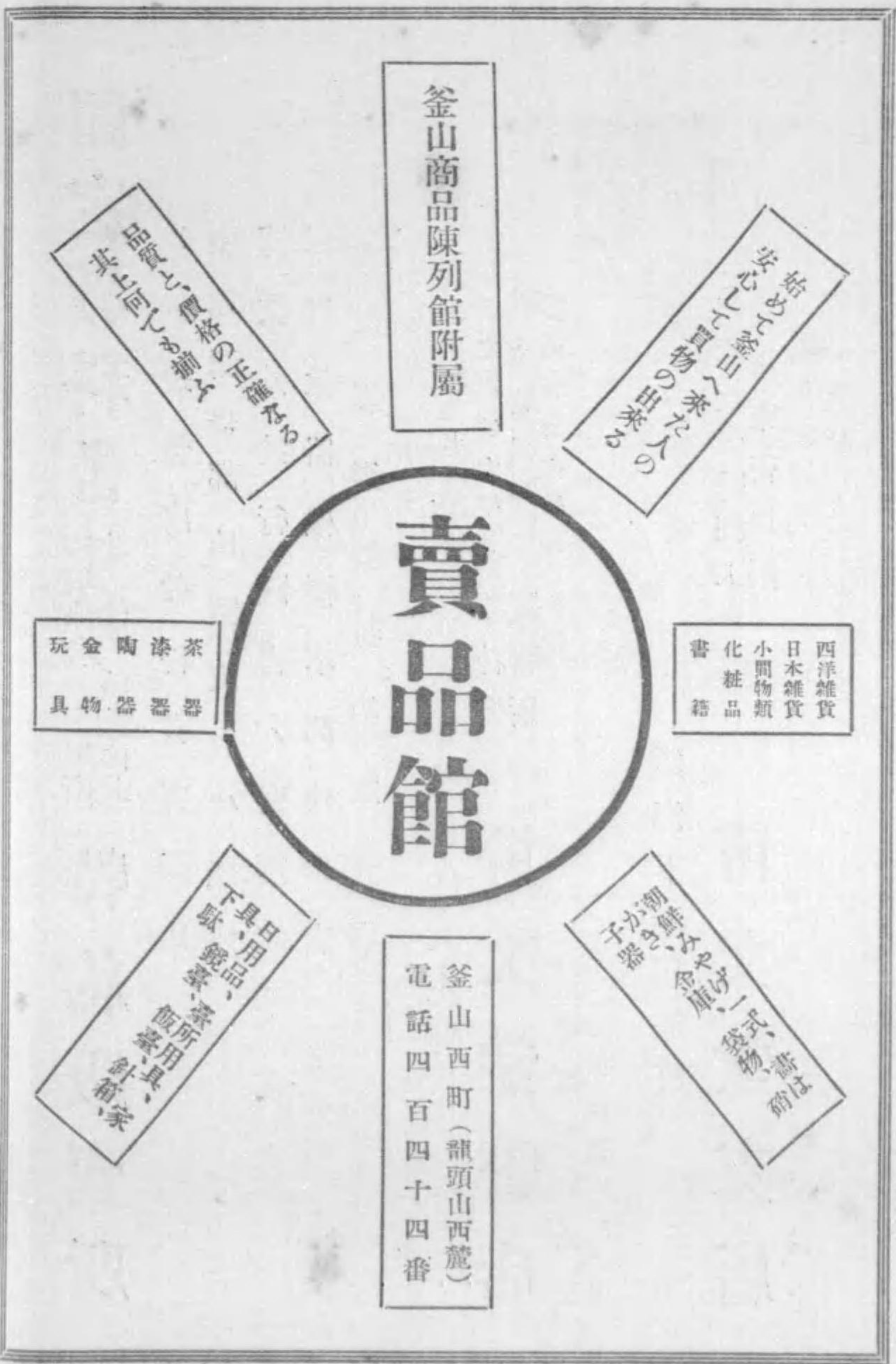
教科書販賣所

鎮海軍港川添町

博文堂支店

電話架設中

朝鮮土產鶴細工
鎮海市街地圖



第十三章 農業及殖林

第一節 農業

一 釜山附近營農狀況

釜山附近は風土氣候最も農業に適せるも廣潤なる平野に乏しく充分なる農地を有せざるのみならず近年市街の發達と共に田圃は素より邱陵山麓に至る迄地價昂騰し營農地としては不適當なるを以て大規模の農事經營を見ず唯僅に牧ノ島釜山鎮及市外大新里等に於て少數の朝鮮人の米麥蔬菜の栽培に従事するものあるに過ぎずして農事としては何等見るべきものなし然れども釜山府管内少しく内地に入れば東萊龜浦及金海の如き稍廣潤なる耕地あり釜山附近の營農地として米麥、大小豆、蔬菜類の産額尠ならず今左に昨四十四年末に於ける釜山府管内の耕地面積農民數及農産物等に關する統計を掲げ其狀況の一斑を示さんとす

釜山府管内耕地面積表 (四十四年末現在、釜山府調)

同上米作付段別及收穫高表 (明治四十四年末現在、釜山府調)

總計	地名										戶數	人口	內地人		清國人		合計		
	釜山	龍珠	南	東	東	北	邑	西	西	左			沙	沙	沙	戶數		人口	戶數
七、九八五	一、五五四	四八六	四六五	四三〇	五六〇	一、〇六一	七二四	四六一	四九〇	二八一	七七八	一、〇三五	二、四二五	九七	三三七	一	二	八、〇八三	二四、六三三
二四、二九四	八四六	二、〇二八	一、五七一	九八八	九二六	五、一七六	一、八九五	二、三〇七	二、三八〇	八〇六	三、九七三	四、四〇八	一、五七二	四二	一三一	一	二	三三、八	一、七〇五
九七	七	六	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四二	一三一	一	二	三三、八	一、七〇五
三三七	二八	二七	五	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三三、八	一、七〇五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八、〇八三	一六一	四九二	四六六	四三六	五六〇	一、〇六一	七二四	四六五	四九〇	二八一	七七八	一、〇三五	二、四二五	一	二	一	二	八、〇八三	二四、六三三
二四、六三三	八七四	二、〇五五	一、五七六	九九二	九二六	五、一七六	一、八九五	二、三二四	二、三八〇	八〇六	三、九七三	四、四〇八	一、五七二	四二	一三一	一	二	三三、八	一、七〇五

同上農業者數表 (四十四年末現在、釜山府調)

總計	地名										戶數	人口	田		畑	積計 (段)		
	釜山	龍珠	南	東	東	北	邑	西	西	左			沙	沙			沙	戶數
二九、八〇五	一、〇五八	二、〇四三	一、六六三	一、六五三	一、七二四	三、七五二	二、八八七	二、三四〇	一、九九四	一、五二〇	四、〇九三	二、四八〇	一、九五七	六四一	二九、八〇五	一三、六二四	四三、四二九	四三、四二九
一三、六二四	九一五	八二二	九八〇	六一四	五九六	八九九	一、二四五	八二五	三五七	五四三	二、一九	一、一三六	一、六四五	九二八	一三、六二四	一三、六二四	四三、四二九	四三、四二九
一三、六二四	九一五	八二二	九八〇	六一四	五九六	八九九	一、二四五	八二五	三五七	五四三	二、一九	一、一三六	一、六四五	九二八	一三、六二四	一三、六二四	四三、四二九	四三、四二九
四三、四二九	一、九七三	二、八六五	二、六四三	二、二六七	二、三二〇	四、六五一	四、一三二	三、一六五	二、三五二	二、〇六三	六、二二二	三、六一六	三、六〇二	一、五六九	四三、四二九	四三、四二九	四三、四二九	四三、四二九

同上雜穀作付反別及收穫表 (四十四年末現在、釜山府調)

總計	地名	作付反別	收穫量	一反步平均量
九,三二二	釜山	八八六	二六六	三〇〇
	龍珠	六一六	一一〇	一八〇
	南珠	八四五	三八〇	四六一
	東上	四九四	一五七	三一七
	東下	四〇三	一七二	三〇一
	北	五六七	二五七	六三七
	邑內	四〇三	一七二	三〇一
	西上	一,二三二	四六六	三七一
	西下	四〇〇	二〇〇	五〇〇
	東平	四〇〇	一五〇	三七五
	左耳	四三〇	二二七	五〇一
	沙上	七〇〇	一六三	三七五
	沙中	一,三八八	三二〇	四七五
	沙下	一,三〇〇	一六七	三五〇
	總計	五〇八	一五七	三〇九

同人大豆作付反別及收穫高表 (四十四年末現在、釜山府調)

總計	地名	作付反別 (段)			收穫高 (石)			一反步收穫高 (合)		
		粳米	糯米	陸米	粳米	糯米	陸米	粳米	糯米	陸米
二七,四四五	釜山	二〇	二〇	二〇	九三	九三	九三	九三	九三	九三
	龍珠	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	南珠	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	東上	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	東下	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	北	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	邑內	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	西上	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	西下	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	東平	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	左耳	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	沙上	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	沙中	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	沙下	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	總計	二〇	二〇	二〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四

面名	桑		飼養戸數		繭産額(石)		製絲生絲	
	段別	反見別	春蠶	夏蠶	春蠶	夏蠶	戸數	産額
左耳面	一〇	一	一	一	一〇	一	一	一
沙上面	一二	一	一	一	一〇	一	一	一
總計	二二	二	二	二	二二	二	二	二

同上家畜及家禽表 (四十四年末現在、釜山府調)

面名	牛		其他の家畜(頭)		家禽(羽)
	計	(頭)	馬	豚	
釜山	一〇	一九	二	四六	一六三
龍珠	一	八六	一	三	一五五
南上	一七	七八	一	一	一六四
東下	一	二一	一	一	一〇五
東上	一四	二八	一	一	二三八
北内	二	三九	一	一	三三三
邑内	一〇	九〇	一	一	二五四
西上	二	四八	一	一	七六六
西下	二	二九	一	一	一四二
東平	二	一八	一	一	一三二
總計	二二	二二	一	一	一三二

二 營農方法

釜山地方に於ける内地人の農業は自ら專業として之を經營するもの少く多くは朝鮮人をして其所有地を小作せしむるものとす又朝鮮人間に在りても釜山地方には兩班少なきが爲め他地方の如く主從的永續小作人なきのみならず永續小作人と雖も亦六七年以上に亘るもの稀なりと云ふ而して小作料には打租、執租、定租等種々の方法あり打租とは地租及種子は地主の負擔とし其收穫を折半するの法にして當地方は多く此方法に依り物納を爲すものにして金納は稀なり執租とは地主小作人立會の上實地檢見を爲し收穫量を定め其三分の一乃至五分の二を小作料として徴し種子は小作人地租は地主の負擔と爲すものとす又定租とは執租と同じ種子を小作人地租を地主持とし年の豊凶に關せず一定の小作料を徴す

面名	計		計		計		計	
	一五五	二、三八九	二、五四四	五八	八	三三二	七	三九五
左耳面	三二	二五六	二八八	七	一	七五	一	八二
沙上面	三七	二〇九	二一六	六	二	三	一	一六
沙下面	一〇	三一四	三四四	二	一	二	一	四六
總計	一五五	二、三八九	二、五四四	五八	八	三三二	七	三九五

るものを云ふ

三 耕地價格

釜山地方に於ける耕地の價格は市街地の發展と近來内地人の買煽り等に依り非常の昂騰を見るに至り到底農業地として之を經營すること不可能なるも其以外に於ける釜山府管内の耕地一斗落の平均價格を示せば左の如く他地方に比し氣候良適交通至便等の關係上遙に高價なり

種別	單位	一等地	二等地	三等地
水田	一斗落に付	五拾圓内外	參拾五圓内外	拾八圓内外
畑地	同	拾貳圓内外	八圓内外	五圓内外

備考 一、一斗落の坪數は地方に依り一定せざるも釜山附近に於ける水田一斗落は凡そ平均百二十坪内外にして其多少は一般に一等地に少なく三等地に多し
二、畑地一斗落の坪數は平均九十坪内外なり

四 耕地收穫率及收益

釜山附近に於ける耕地の收穫率或は收益に付ては作物の如何と年の豊歉若くは耕作法の巧拙等とに依り必しも一樣ならざるを以て之が一定の標準を得んとす

るは頗る困難なりと雖も市街地附近に於ては普通作物を廢し蔬菜栽培を爲すときは畑作は其收益多く反て水田以上の利益を見るべく又水田は在來の種子及耕作法に依ると改良の種子及耕作法に依るとは其收量及收益に於て著しき徑庭あり以て農事改良の効果の渺なからざるを見るに足る今釜山鎮に於ける内地人農事經營者として多年の經驗を有する農進社(兵庫縣人佐谷瀧太郎氏經營)の實驗に係る水田一反歩に對する收量及收支計算を示せば左の如し

水田一反歩當收穫高調査表

耕作法	収收量	價額	葉收量	價額	合計	摘要
在來耕作法	貳石三斗	金拾六圓拾錢	九拾貫匁	金貳圓七拾錢	金拾八圓八拾錢	在來種を以て舊習の儘如鮮人の耕作せしもの
折衷耕作法	三石	金貳拾四圓	百十貫匁	金參圓參拾錢	金貳拾七圓參拾錢	改良日本種を以て二三の改良をなし貳圓内外の肥料を用ひ可及的改良を施し參圓内外の肥料を用ひ
改良耕作法	四石	金參拾四圓	百二十貫匁	金參圓六拾錢	金參拾七圓六拾錢	種石等の混入せざる

備考 一、水田は中位のものゝを以て調査せり
二、改良耕作法は最も有利なるも栽培法集約的なるに依り耕作面積に制限あり
三、折衷耕作法は最も簡易にして且有利なり

水田一反步當耕作諸入費調査表

耕作法	苗代地諸入費	種子	肥料	本田耕作諸入費一切	合計	摘要
在來耕作法	金壹圓五拾錢	金五拾六錢 八升	金壹圓	金五圓五拾錢	金八圓五拾六錢	肥料は糞、草、牛肥、除草二回
折衷耕作法	金壹圓五拾錢	金四拾八錢 六升	金貳圓	金六圓八拾錢	金拾圓七拾八錢	肥料は干糞又は人造肥除草三回
改良耕作法	金壹圓八拾錢	金四拾五錢 五升	金參圓	金九圓五拾錢	金拾四圓七拾錢	肥料は干糞、酒粕、人造肥、除草五回

備考 一、水田は中位のものか以て調査せり
 二、各耕作法に於て經費を異にするは栽培法集約的なるに依るなり

水田一反步當收支計算表

耕作法	收入	支出	差額
在來耕作法	金拾八圓八拾錢	金八圓五拾六錢	金拾圓貳拾四錢 利益
折衷耕作法	金貳拾七圓參拾錢	金拾圓七拾八錢	金拾六圓五拾貳錢 利益
改良耕作法	金參拾七圓六拾錢	金拾四圓七拾錢	金貳拾貳圓九拾錢 利益

右の計算表に依り各種耕作法に因る差額を比較するに左の結果を生ず

一、在來耕作法と折衷耕作法との差額

金六圓貳拾八錢

第二節 殖林

一 民團經營殖林

- 一、在來耕作法と改良耕作法との差額
金拾貳圓六拾六錢
- 一、折衷耕作法と改良耕作法との差額
金六圓參拾八錢

釜山居留民團の殖林經營に著手せしは明治三十八年三月に在りて實に朝鮮に於ける殖林事業の先鞭と爲す當時高遠見峯梨山谷に水源涵養林を創始し爾來連年之が完成に勗め今や漸く全部の作業を了れり後隆熙二年部分林法の發布せらるるや更に絶影島及岩南半島等に部分林若くは學校林の造林計劃を爲し既に大部分の殖林を終り尙水道流域區内に在る九徳山に於ても亦水源涵養造林の目的を以て之が經營に著手し今尙施行中に在り其他四十三年五月を以て高遠見殖林苗圃地の一部に竹林の經營を開始し翌四十四年度に亘り竹林地約一町歩に達せり

而して各種殖林の成績を觀るに其殖樹中松及赤楊は其發育狀態最も佳良にして
 櫟、栗、山櫻等之に亞ぎ檜樅等亦其成績の見るべきものありと雖も杉に至りては其
 伸長力極めて遲鈍にして到底内地に於けるが如き成績を見る能はずと云ふ今其
 殖林面積植付苗數及種類を掲ぐれば左の如し

民團殖林面積植付苗數

殖林地別	面積	樹種	植付苗數	現在數	備考
高遠見水源涵養林	五一九、〇六九	松、赤楊、櫟其他	二、六〇二、八四〇 ^本	一、九〇四、〇二〇 ^本	終了
絶影島西部學校林	二一〇、〇〇〇	松、純林	三八四、三〇〇	三一九、〇〇〇	同
絶影島東部學校林	七五〇、〇〇〇	同	一八三、二五〇	一〇九、九五〇	未了
岩南半島學校林	七五〇、〇〇〇	同	四六六、二〇〇	三七四、二五〇	終了
九德山水源涵養林	四二一、一二三	松、赤楊、櫟	三一四、六〇〇	二五〇、一〇〇	未了
計	二、六五〇、一九二		三、九五一、一九〇	二、九五七、三二〇	

民製の霸王

釜山煙草株式會社製品

電話長七四一番

向日人向

卷煙草

白 婦 初 花
 山 二十本入
 山 二十本入

● 芳香美味 ●

金 五 錢
 金 五 錢
 金 四 錢
 金 參 錢

刻 白 菊
 四十匁
 刻 鳳 凰
 四十匁、百匁

鮮人向

卷煙草

玉 白 太 小
 椿 二十本入
 象 同
 陽 同
 鶴 十本入

● 高尚優美 ●

金 貳 錢 五 厘
 金 貳 錢
 金 貳 錢
 金 壹 錢

刻 花
 百匁玉
 賞 月
 百匁玉

德用の親玉

今西式醇良清酒

商標 登錄

勝本

商標 登錄

松

商標 登錄

墨友

釜山西町一丁目

今西酒造場

電話長一—二

(中付四八)

第十四章 刊行物

第一節 新聞紙

本港に於ける新聞の由來を釋ぬるに明治二十五年の頃釜山商況なるもの發刊せられ専ら商業經濟に關する報道を爲せしが後東亞貿易新聞と改題し大に紙面に改良を施し漸く新聞としての名實を備ふるに至りしも時非にして遂に一時休刊するに至れり後二十七年十一月に至り今の朝鮮時報創刊せられしが爾來同紙は本港唯一の新聞紙として久しく釜山の讀者界を獨占せしが降て三十七八年日露戰役前後に至り現今の釜山日報を始とし新聞の經營に従ふもの一時續出の觀を呈せしも概ね朝刊暮廢僅に釜山日報を除くの外一紙の筆硯健在なるものなく今や言論機關として釜山操觚界に旗幟を樹つるもの時報と日報との兩紙あるのみ左に兩紙の沿革概要を示さん

一 朝鮮時報 (釜山辨天町三丁目)

同新聞の始て呱呱の聲を揚げたるは實に明治二十七年十一月に在り當時熊本縣

(335)

代議士安達謙藏氏は京城に於て漢城新報なるものを發行せし爲め其往返の途屢本港を通過せしか時恰も釜山官民も亦漸く新聞發行の必要を感ぜるものゝ如くなりしを以て時の釜山領事室田義文氏は同氏に懇懇するに新聞經營の事を以てせしに同氏は當時の釜山商業會議所會頭柳茂夫氏等と協議の結果新聞發行の事を決し遂に二十七年十一月を以て朝鮮時報と冠題せる一新聞を本港に發行するに至れり是即ち現今の朝鮮時報の起源なり爾來久く釜山唯一の言論機關として活動せしが日露戰役前に至り社の組織を變更して合資會社(資本金貳萬四千圓)と爲し益事業を擴張し新聞に兼ぬるに印刷事業を以てし現今新聞は毎刊六頁となし又大邱、馬山、晉州、鎮海等各地に支局を置き販路の擴張を計れり今現在同社々員の幹部を擧ぐれば左の如し

社長 高木末熊 支配人 若宮末彦
 主筆 村松祐之 庶務部長 出田末雄

二 釜山日報 (釜山、辨天町三丁目)

同新聞は明治三十八年一月の創刊にして發刊當時は朝鮮日報と稱せしが同年十

一月三日朝鮮時事新報と改題し四十年十月一日社内の組織を革新すると同時に更に現稱の釜山日報と改めたり同社は新聞發行の外印刷事業を兼營し目下大邱、馬山、鎮海、晉州、蔚山及び京城等各地に支局を設け毎週附録として大邱及鎮海週報なるものを發刊し尙奉天に特派通信員を常置し鮮内各地を始め滿洲に至る迄販路を有せり現在の社員幹部は左の如し

社長兼主筆 芥川正 編輯主幹 久納重吉
 營業部長 河野政次都 廣告主任 河野光

第二節 雜誌其他刊行物

由來新拓殖地の常態として人心滔々實利的思想に専らにして一般に趣味的觀念に乏きを以て雜誌其他の刊行物の興起せざるは自然の數なりとす是を以て本港の如き開港年既に久しく現今一般趣味の向上も亦見るべきものあるにも拘らず這種刊行物の尙未だ見るべきものなきは勢の已むを得ざる所なりとす然れども商業の發展に伴ひ近來商業機關刊行物の漸く増加の趨勢あるは本港の爲め慶す

(338)

べき現象なりとす今本港に於ける這種並に其他の刊行物を舉ぐれば左の如し

釜山商業會議所月報(毎月一回)

朝鮮海水産組合月報(毎月一回)

穀物市場月報(毎月一回)

田中善商況(本町田中善支店發行毎月三回)

高瀬商報(本町高瀬商店發行毎月三回)

ピッコ屋商報(南濱町ピッコ屋發行不定期)

大道(植松通太郎氏發行毎月一回)

青見商報(本町青見商店發行毎月三日)

殖民地より(釜山文藝會發行釜山文藝會發行毎月一回)

釜山埋立新町(郵便局前)

難波旅館

電話 一七三番

▼本館の特色▲

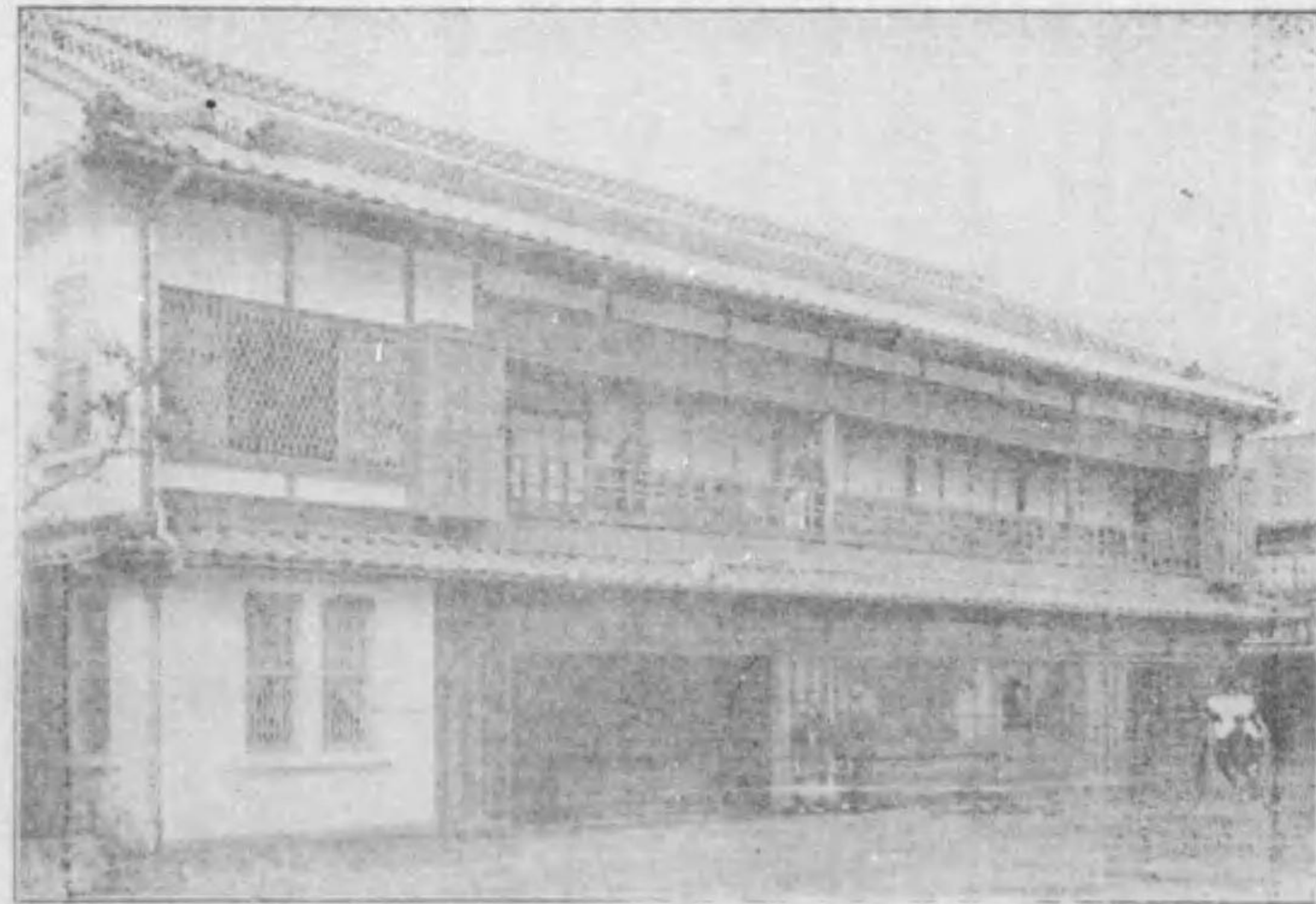
本館ハ……最近ノ新築ナルヲ以テ客室浴場其他

ハ清潔ナリ

本館ハ……衛生的ニシテ而モ美味ナル調理ニナ

レル食事ヲ供ス

本館ハ……御來客様ニ對シ親切ト丁寧ヲ主トス



(中付四九)

石炭各種

炭量豊富なる肥前國今福港住の谷炭坑より、直接送炭し價格低廉、送達迅速を以て自任し、多年大方の賞讃を博しつゝあり。

住の谷炭坑釜山販賣所
貯炭場電話四一七番

カーバイド

電燈に比して光力強く、使用輕便なれば室内、屋外、漁業用として日に月に需要を増しつゝあるはカーバイドなり、弊商會は肥後國水俣工場製品の朝鮮一手販賣店なり。

瓦斯器具

カーバイド用器具ランプ等最新の良品を輸入す、切に御試用を乞ふ

硫酸アンモニア 製造販賣
混和肥料

「英國品よりも優等にして肥料として間然する所なし」と農學博士に譽められし弊商會製造品の勸業模範場分析表

純硫酸アンモニア 九四、四三五
水分 一、一五〇
夾雜物 四、四一五
游離硫酸 痕跡
内アンモニア性窒素分 二〇、〇八九

混和肥料

窒素 五、三八一 磷酸七、二二一
加里 二、〇〇〇

釜山谷町工場電四九九番

米穀 仲一買
繩叭稻板販賣
百貨委託賣買
右業務は最も懇切に取扱ふ

第十五章 特種團體

第一節 社交其他團體

一 釜山繁榮會

(339)

本會は明治三十九年十二月本港官民の有志者に依り設立せられたるものにして其目的は本港の繁榮に關する事項を攻究し其實行を促すに在り本會は毎月廿五日を以て例會を開き各種の問題を討議し又必要に應じ時々評議員會を開きて會務其他本會議に附すべき問題に就き審議評決す本會は素より一種の私設社交團體に過ぎずと雖も本港官民の有力階級を網羅し且つ其決議問題の如きも徒らに之を座上の討議評決に止めず民團の如き商業會議所の如き將た府廳其他の如き公私の當該機關に對して其實行を促し若くは其参考に供するの手段を取れるを以て現に本港一般の便益に供されつゝある既成事業或は公私機關の施設經營にして本會の發議提唱に係るもの一にして足らず設立以來本會の本港繁榮に資せるもの決して尠なからざるは既に一般の認むる所なり現在の會長は山岡義五郎

大正元年十二月二十日
朝鮮釜山港大廳二丁目
小林商會
電話一四一四番

氏(釜山税關長)にして又目下の會員數は一百名なり

二 釜山辯護士會

本會は明治四十三年一月の創立に係り釜山地方法院所屬の辯護士及訴訟代理人を以て組織し又同法院所屬以外の辯護士にして該法院管内に事務所若くは出張所を設置するものを客員と爲す本會の目的は辯護士の品位と職務の誠實公平とを保持し及職務執行上の統一を維持するに在り本會は毎年四月及十月定期總會を開き會計其他重要な事項を決議す本會現在の會員は其の數十七名にして會長は秀島浩一氏なり又本會々員中釜山地方法院所屬に係る辯護士及訴訟代理人は九名にして其氏名は左の如し

秀島浩一 安武千代吉 長谷川八次郎
 三浦顯藏 庄野雄次 岡 棗三郎
 佐々木清綱 窪田梧樓 泥川正直

三 日本赤十字社釜山委員部

本港に始て赤十字社委員部を置かれたるは明治三十五年赤十字社長崎支部の囑

託を受け事務委員として赤十字社事務の取扱ひを開始したるを以て嚆矢と爲す其後三十八年五月韓國に赤十字社委員本部を設置せらるゝに及び本港に委員を置きしが三十九年十一月に至り各理事廳所在地に支部を置く事となり始めて釜山支部を設けられ四十一年四月規則改正の結果釜山委員部と稱せらるゝに至れり同委員部は定期會合なしと雖も必要の場合臨時總會を開く又同部の管轄區域は釜山府一圓にして現在の社員數は佩有功章社員四名、特別社員四十六名、終身正社員二百九名其他の社員千四十一名總計千三百名にして委員部長は若松兎三郎氏(釜山府尹)なり

四 帝國在郷軍人會釜山分會

本會は帝國在郷軍人會の規約に基き明治四十四年五月設立せられたるものにして慶尙南道中釜山府、梁山郡、機張郡及鬱陵島の一府二郡一島を以て管轄區域とし該區域内に於ける將校と下士卒とを問はず凡ての在郷軍籍者を以て會員と爲す本會は在郷軍人の品位を保ち軍人精神を振作し又軍事上の智識を増進し相互の親睦を篤ふるを以て目的と爲す而して其目的遂行の爲め(一)毎年三大節に於て

遙拜式及勅諭捧讀式の舉行(二)陸海軍紀念日に於て祝典の執行(三)毎年一回戰死者の祭典執行(四)軍事に關する懇話會及擊劍並射擊會等の開催(五)會員、廢兵及軍人遺族の弔慰救護等の事を爲しつゝあり本會は毎年春秋二期定期總會を開き又毎月一回評議員會を開きて重要事項を審議し其外臨時大會を開きて擊劍射擊銃劍試合及遠足等武術の鍛鍊を爲せり本會現在の會長は豫備陸軍一等軍醫安村順吉氏にして會員の現在數は將校下士卒を合せ約九百名に達せり

五 釜山商工懇話會

本會は釜山商業會議所の首唱に依り明治四十五年六月設立せられたるものにして會議所議員各銀行會社の代表者及商工界の有力者を以て會員と爲し其設立の趣旨は本港商工業に關する重要問題に就き親しく其意見を交換し且つ當業者の日常營業上に就き實際の利害を感ずる諸般の事項を聴取し以て會議所活動の資と爲し商工業の代表機關たる効用を充分ならしめ兼て商工業者との親睦を敦ふし彼我の連絡を密接ならしめんとするに在り本會は毎月五日を以て例會を開き又別に會長其他の役員を設けず會議所書記長森田福太郎氏を以て幹事として本

會に關する一切の處務を委任せり現在會員は四十一名なり

六 朝鮮實業同志會

本會は實業發達の目的を以て釜山實業同志會なる名稱の下に明治四十二年八月本港有志者に依り設立せられしが日韓併合後之を朝鮮實業同志會と改稱し日鮮人の融和親睦と本港産業の發達とを以て目的と爲し隔月一回茶話會を開き又毎年春秋二期を以て總會を開き會務並に本會の目的に關する重要な事項を協議す現在會長は植松通太郎氏にして會員數は百二十名なり

七 釜山佛教青年會

本會は殖民地に於ける青年子弟の精神的修養機關の缺如せる爲め其風紀の頹廢し易きに鑑み之が救濟の趣旨を以て明治三十九年七月本港西本願寺別院の設立せるものにして其目的とする所は佛陀の指導の下に青年の道念を喚起し其品性を向上せしめ輯睦の友誼と敬虔の信仰力とに依り精神の修養を資け移住民の中堅たらしめんことを期するに在り本會は之が目的遂行の手段として毎日曜日同院布教所に於て宗教實業及衛生等に關する講話會を開き又春秋二期を以て大會

を開催するものなり目下の會員數は一百名なり

第二節 婦人團體

一 愛國婦人會釜山委員部

本港には明治二十六年頃より釜山婦人會なるものありしが後三十八年春奥村五百子女史の朝鮮來遊に際し同女史の慇懃に依り遂に本港に愛國婦人會支部の設置を見るに至れり是を朝鮮に於ける愛國婦人會の嚆矢と爲す爾來東京本會の直轄として繼續せしが三十九年十月に至り愛國婦人會韓國委員本部を京城に設置せらるゝや各理事廳所在地に委員部を置く事となり同時に本港支部は京城本部の所屬と爲せり而して本港委員部は創立以來本會の趣旨目的に遵ひ戦死者の遺族及廢兵に對し救護慈善の任務を盡し或は出入軍隊に對して送迎其他の便宜を圖りたるもの一にして足らず同委員部は定期集會なしと雖も必要の場合に際し臨時總會を開く同委員部の管轄區域は釜山府一圓にして目下會員數千二百名を有し現在委員部長は若松りう子(若松府尹夫人)なり

二 佛教婦人會釜山支會

本會は京都本願寺の設立に係る佛教婦人會に屬し明治四十三年三月韓國支會として本港東本願寺別院に於て創設したるものにして朝鮮本部は京城東本願寺別院滿韓布教監督部に設置せらる本會の目的は京都なる本會の趣旨に據るものにして即ち佛法の教化に依り婦人の淑徳貞操を進め清淨圓滿なる家庭を作り以て齊家の基を成し社會の福祉に資せんとするに在り而して本會は之が目的を達せんが爲め毎月一二回法話會を開き又春秋二期に大會を開きて會員死亡者の追悼法會を執行し其他罹災同胞の困苦を慰藉し或は社會事業の補助等を爲せり本會は前叙の趣旨に依り設立せられたるものなるを以て婦人は其國籍の異同宗派の區別を論ぜず何人と雖も會員たることを得るものにして本會員は同時に京都佛教婦人法話會の會員にして柵内拜禮本願寺御裏方直謁等各種の特典を享有するものなり現在會員數は五百名を有せり

第十六章 名勝舊蹟

本港の地勢たる三面山を繞らし一面海に枕み巒嶂丘陵所在に起伏すと雖も其間殆ど名實勝概の稱すべきものなく且豊太閣征韓の役に於ける二三史蹟の存するものあれども茫々既に幾百星霜を閱し今は僅に其斷礎殘壘を荒墟榛莽の間に散見するのみ今本港附近に於ける遊覽に値すべき勝地及故跡を紹介すれば左の如し

第一節 名勝

一 龍頭山

龍頭山は一名辨天山とも稱し釜山市街の中央に在り本港唯一の公園地と爲す山上金刀比羅八幡住吉天満宮等諸神を合祀し之を龍頭山神社と號す又別に辨財天の祠あり境内は松樹翁鬱として全山常に翠蔭に蔽はれ紫陌紅巷の熱鬧場裏に在りて獨り幽靜の別寰を成し觸目の諸山一として赭山秃嶺ならざるはなきに反し

刻	松	浦	は	春
煙	風	島	と	雨
草	五 十 匁 入	五 十 匁 入	と 四 十 匁 入	四 十 匁 入

純良口付紙卷煙草



廿本入 二錢



廿本入 四錢



廿本入 五錢

吾妻、日の出は今回家庭向五十本入の割安新製の發賣を開始せり
品質は益々改善を加へ比類なき良品との定評を得たり、續々御愛喫を希ふ

釜山富平町一丁目

東洋煙草商會

電話九五四番

露國產煙草各種其外ローズ

釜山西町三丁目

製細卷紙卷煙草
造元村上兄弟商會

電話三一二番

赤十字 菊美代 千代

一山の叢翠四時入港船客の當面に聳へ常に外客の視線を惹けるは人の異彩とする所なり祠畔には數章の櫻樹あり花時香雲艶雪底の美觀なしと雖も亦是れ萬綠叢中の一豔紅として賞觀すべし祠前石燈の中腹港灣に南面せる處近來新築に係る洋館の圖書館あり祠後の山頂には對州宗家の舊臣津江兵庫の碑あり左の碑文を刻し瀟山千秋の翠色と俱に其遺烈を不朽せり此山は公園地として人爲的趣工を施せるもの尠なしと雖も頗る登覽の勝に富み眸を放て望めば幾十の街衢は脚底に縱横し前は則ち港灣一圓の風光眼前に展開し汽船帆船の旁午來往沿岸の波光嵐色等港灣一幅の活畫圖を寸眸の裡に歛め天氣清朗の日は遙に對州の山影を水天髣髴の際に望むべく眺望最も佳なり是を以て外客の始て本港に到るもの必ず一たび登遊して其祠に賽し其風光を賞せざるものなし

故對馬藩士津江子旌功碑

日韓之相隣對馬與釜山舟程最近以故對馬買船來往于釜山者歲時不絕而貿易動不振元和中對馬藩主宗義智修好於韓國要款訂約交通始繁而市場狹隘不足以容群衆

(348)

港灣亦多風濤之虞。義智孫義真遣人說釜山僉使。擇地移市場。拾年使者五至。而僉使不應。寬文辛亥。義真特簡派重臣津江兵庫。釋玄常副之。從士若干人。皆撰壯者。兵庫傳旨。僉使不肯。兵庫慨然曰。僉使隸于東萊府使。余應直就府使謀之。府使亦不肯。將問之京城。廷議事若不成。余不生還。衆皆然之。即日抵東萊府。府使曰。是違式也。蓋遣返。兵庫曰。余言不聽。余不肯返。儼然不動。是夜兵庫暴病。翌遂歿。玄常等不屈。要請益急。起臥倚弓槍。如有俟者。接慰官怖而夜遁。玄常等追之不及。捉判事。錮而不放者連日。府使慮變不測。遂容其請。玄常等乃固約期而返。明年移市場于草梁。地濶海寬。運輸之便。非復曩昔之比。貿易逐年漸盛。商旅四集。屋舍櫛比。巨艦大舶。晨夜輻輳。繁華冠于一方。今之釜山港。即是也。頃者居人恐其事跡竟湮滅。相謀勸之於石。以傳乎不朽。乞余文。余嘉其舉。不辭而敘之。子諱成太。稱兵庫。津江氏。大日本對馬人。家世仕藩。主宗氏。子爲人。忠直有器度。累進爲執政。以使命來殮於職。今也釜山人營其業。而得其利者。蓋子之力。則亦藩主之志也。其功吁豈可沒哉。

明治四十二年十一月

二 龍尾山

副統監從二位子爵曾禰荒助篆額並撰

龍尾山は市の東南隅に在る一小丘にして丘上に瀟洒たる一小祠あり武内宿禰加藤清正朝比奈義秀等を奉祀し龍尾山神社と稱す丘素より卑しと雖も位置海濱に逼邇し且つ祠畔僅に數樹の古松亭々たるものあるの外丘上樹竹の遮蔽するものなく視界頗る豁然たるを以て最も眺矚に適せり絶影島は對岸近く睫眉の間に在りて雲を摩せる峻峯は巍然として當面に峙ち漁艇商舶帆檣絡繹の狀より鴨鷗の泛々たる魚鱗の潑漉たる其觀歷々眼前に在り港灣の展望としては最も適地なるを以て登覽の客常に尠なからず

三 東萊温泉

東萊府邑を距る東北約半里温泉場あり東萊温泉と稱す靈泉何れの頃に發見せられしや詳かならずと雖も鮮人其病痾に奇効あるを知り夙に此に浴房を設けしが其後二三邦人の相次で浴場を經營するものあり爾來又温泉を目的として來り店舖を構ふるもの尠なからず曾ては蕭條たる僻陬の一荒村も今は絃歌樓臺の繁華地に變じ鮮人をして殆ど隔世の感あらしむるに至れり此地田圃平遠綿亘數里に及び帯ぶるに東萊川の清流を以てし外は乃ち青嶂翠巒蜿蜒として相匝り風光頗

(249)

る明媚なり浴罷て高樓欄に凭り望めば眼下に潺湲たる清流あり眼前に蒼々たる巒嶂あり農耕童牧の野觀水村山廓の幽致等遠近の景趣一として塵襟を滌ひ俗慮を慰するの資たらざるはなし是を以て浴客四時常に絶へず釜山附近第一の遊樂地たり加之ならず近來又此地の山紫水明に憧憬し富紳の此に別墅を設くるもの漸く多からんとす行々は高樓傑閣相望み畫費丹堊相映ずるの壯觀を呈するに至るべし同處は經營以來投資既に鉅額に上り現今其設備は諸事益利便を加へ今や浴場としては蓬萊館を巨擘とし八頭司旅館あり大池旅館あり電氣樓支店あり芳醕佳饌辨ぜざるなく歌妓管絃缺くる所なし加ふるに大弓場あり動物園あり娛樂機關も稍備はれり尙近時同處經營者及有志の間に十年計畫を以て温泉場より梵魚寺に至る一帶の範圍を通じ各種の設備を施し一大公園地たらしむるの企劃あり議既に熟せりと云へば計畫完成の曉は實に朝鮮稀有の遊園地たるに至るべし今左に舊韓國大韓醫院藥局長藥學士兒島高里氏の該泉に就き分析したる成績表を掲げ其泉質を示さんとす

定量分析

炭酸那篤留誤	〇・一八六	硫酸加爾誤	〇・七〇〇
麻偏温叟誤	〇・四五〇	硝 酸	無
格魯兒那篤留誤	二・七六〇	亞 硝 酸	無
加爾叟誤	〇・五二一	安母尼亞	無
炭酸加爾誤	〇・〇六八	磷 酸	無
炭酸亞酸化鐵	〇・〇二八	遊離炭酸	〇・〇六六
珪 酸	〇・五四〇		

無色清澄臭氣なく少しく鹹味を帶ひ反應中性比重は攝氏十五度に於て一、〇〇一二、本泉千分中に含有する固形物總量は五五分にして其各成分の量を擧ぐれば左の如し

以上の成績に據れば本泉は鹽類泉に屬す

醫 治 効 用

慢性胃加答兒消化不良胃擴張症・痲痺質斯・慢性腸加答兒・常習便秘・痔疾・下腹充血・慢性子宮質質炎及内膜炎・慢性氣管支加答兒・慢性肋膜炎・腺病・肝病・脾臟肥大病・骨質諸病・皮膚諸病

四 梵魚寺

東萊府を距る北約二里林巒遷透として嵐翠空に浮ぶ處之を金井山と爲す一大寺刹あり梵魚寺と云ふ是れ通度寺(慶尙南道梁海印寺同狹川郡)と俱に所謂朝鮮三大

(352)

刹の一と稱せらる同寺は今を距る一千年前新羅興徳王の時(或は武烈王の時)高僧元曉の開基に係ると云ふ口碑傳ふる所に依れば王夢に神人あり告て曰く國南に一山あり金井と云ふ其頂に石あり高さ五十尺石上井水あり其色金の如く盈溢して竭きず金魚ありて其内に游泳し五彩の香雲上邊を擁蔽す是れ即ち梵天の魚なり云々因て梵魚寺と名くと果して信なるや否やを知らず同寺全盛の頃は多大の寺領を有し僧侶數百名を養ひしが後世復た昔日の如くなる能はずと雖も現今尙二百餘名の緇徒を養ひ山林水田等趣なからざる寺領を有せり寺院は殿宇數堂に分れ寺房又數十の多きに及び伽藍規模宏壯、廊廡門楹何れも皆巨材を用ゐる人をして當年輪奐の莊美を想見せしむるものあり境内老松古柏槎枿鬱葱として頗る幽邃を極め東南面は遙に東萊の府邑を望むべく茅舍參差田圃綺錯の景致歷々眸に在り眺望頗る佳なり庭上には奇崑怪石偃蹇蟠踞し其間清泉瀾々として流れ眞に塵外の儂寰と云ふべし同寺は嘗て文祿の役兵燹に罹りて烏有に歸し後世再建せしものなりと云ふ渡鮮採勝の客は寔に逸す可らざるの名勝となす

五 海雲臺温泉

東萊の東二里許釜山府東下面の海濱に接し温泉湧出す之を海雲臺温泉と云ふ該泉は昔時朝鮮人之を發見し病者の療養所と爲せしに爾來官人の來遊するもの多く村費の負擔に堪へ難きを以て後遂に之を湮沒せりと云ふ近時熊本縣人衛藤某氏等其地を買收し將來温泉場開拓の目的を以て企劃を爲し目下設備工事中なるが温泉湧出の地域は却て東萊温泉より廣く其泉質は温度四十八度乃至五十度透明無色にして舊來の經驗に依れば腸胃病、微毒、子宮病、創痍等諸症に特効ありと云ふ同地は西北山又山を負ひ其山野は奇巖松樹饒く東南は海濱に接し沿岸白砂青松相連り遙に釜山港外五六島に對し船舶の出入等歴々として指點すべく夏時又海水浴場として適地なりと云ふ現下陸上の交通不便にして往復海路を便とするも異日諸般の設備完成し陸上又輕鐵等交通便利の施設を見るあらん乎將來東萊と相及び繁華の温泉場たるに至るべし

第二節 舊蹟

一 釜山鎮城趾

(353)

釜山鎮城趾は東萊郡釜山面に在り豊太閔征韓の役我軍の釜山浦に入るや小西行長船を港内牛巖洞に繋ぎ進で釜山城を攻陥し守將鄭撥を生擒すと云ふ釜山鎮城趾は即ち本城の故趾にして今や唯僅に城砦内外の石垣存し人をして當年を偲ばしむるあるのみ

二 小西行長城趾

汽車往復の旅客は釜山鎮驛の背面峰臺山脈に連り鎮城と相對峙せる處一の故城趾の如きものあるを望見すべし是れ文祿征韓の役小西行長の築ける城趾にして物換り星移り今や僅に廢墟殘壘の蕭然として存するに過ぎずと雖も人をして轉た當年を追懷し低徊去る能はざらしむるものあり

三 永嘉臺

釜山鎮驛の南約丁許鐵道に沿ひ一小丘あり永嘉臺と稱し古來朝鮮兩班(文武の階一種の上流)の觀月場なりしと云ふも今や頽廢荒蕪して亦往時の壺觴吟咏の蹟の微すべきなし

四 津江兵庫招魂碑

往昔我倭館の古館(草梁釜山鎮の中間に在り)に在るや同地は海底水淺くして船舶の碇泊に便ならざるを以て寛文十一年對馬領主宗氏は其家臣津江兵庫を遣し東萊府使に移館の事を議せしむ府使肯て應ぜず兵庫乃ち使命を全ふする能はずんば生還せざるの決意を以て折衝甚だ努む遂に病を獲て遽かに没す府使も亦終に草梁移館の事を諾す釜山の今日ある決して兵庫當年の功を没すべからず後居留邦人深く之を徳とし明治十二年相謀りて碑を古館に樹て其功烈を永遠に傳ふ今同地の丘上に在る津江成大君招魂碑と稱するもの即ち是なり

五 東萊府

東萊府は釜山鎮の北二里にあり此地は古來節度使を置き左道水軍の諸營を統帥せる處にして爾來行政府を置き地方政治を管せしめ一時商工業の殷賑を極めしが日韓併合後之を廢して釜山府の管轄と爲す府外半里に東萊の城趾あり昔文祿征韓の役小西行長既に釜山城を陥れ更に猛進して東萊城を圍む府使宋象賢死守克く禦ぎしも終に支へ難きを見るや指を嚙み淋漓たる鮮血を以て扇面に孤城月暈、列鎮高枕、君臣義重、父子恩輕と書し之を家父に報せしめ城陥るに及び從容義に

斃る加藤清正之を義とし家人に改葬を許し韓廷亦忠烈と諡して開城の崇節祠に祀れりと云ふ

釜山要覽 終

小賣賤貴翁翁

附
日
錄
商
會

釜山本町一丁目

電話六三〇番
電話六三三番

取次運賣及具海書掛出、水々ニ懸ク
同品ニ納メテ量測相宜、賤落マシメ

和洋雜貨卸小賣

日鮮商會

何品ニ係ラズ最低限度ノ價格ヲ以テ
取次販賣及見積書提出ノ求メニ應ズ

釜山本町一丁目

電話九三〇三番
電話六一〇三番

釜山要覽附錄

釜山商工人名錄 (イロハ順)

備考 本人名錄は釜山商業會議所選舉權有資格者を本位とし尙ほ多少の重なる商工業者を加へたるものにして本港商工業者の全部を網羅せるものにあらざ

△輸出貿易商

南濱一丁目三六	電話	二八	(海産)	岩崎新平
本町二丁目六	同	二五	(米穀)	井谷義三郎
西町二丁目三九	同	一二三	(同)	石川眞平
大廳町二丁目二八	同	一四一	(同)	磯谷喜三郎
本町二丁目二	同	三二五	(同)	迫間房太郎

附錄 釜山商工人名錄

本町一丁目一	電話	一二八	(米穀)	迫間保太郎
本町四丁目一四	同	八七	(同)	橋本フサ
埋立新町九	同	一七	(同)	豐田福太郎
本町一丁目三九	同	一五七	(同)	小方駒藏
辨天町一丁目二七	同	二一九	(同)	大池忠助
琴平町一六	同	三七	(同)	岡野政太郎
本町一丁目三六	同	五六六	(米穀海產)	武盛商會
本町三丁目二〇	同	四六二	(米穀)	谷光捨三
埋立新町	同	五六	(米穀海產)	中村俊松
南濱一丁目三四	同	七三	(米穀)	難波悅三
辨天町一丁目二	同	二〇六	(同)	中上福三郎
南濱二丁目一二	同	七一	(同)	上田勝藏
本町四丁目二〇	同	一〇四	(同)	松尾藤太郎
南濱一丁目三七	同	二〇一	(米穀)	松原友藏

△米雜穀販賣商

本町一丁目四六	同	二〇	(黑鉛)	小宮萬二郎
本町三丁目一〇	同	二三	(米穀)	坂田文吉
南濱二丁目五	同	五五	(米穀海產)	桐岡金三
同一丁目三七	同	二七	(米穀)	品川德藏
本町三丁目一六	同	七四九	(米穀)	中馬嘉助
南濱町二丁目	同	八一〇	(海產)	千原勘兵衛
本町三丁目二一	同	六三六	(牛皮)	藤井淺太郎
西町四丁目六	電話	一五四		秦喜左衛門
埋立新町三四	同	七四五		土肥喜八
南濱二丁目六	同	三五七	(海產)	豐田邦吉
同二丁目五	同	五四二		吉光榮太郎
本町三丁目七	同	三五三		永吉庄次郎

南濱一丁目三四	電話	七三
辨天町一丁目二三	同	八一三
南濱二丁目一二	同	七一
西町三丁目四四	同	三〇二
埋立新町二三	同	四九三
南濱二丁目四七	同	二二三
埋立新町二三	同	一二四
南濱一丁目三七	同	二〇七
西町三丁目二八	同	三三〇
辨天町一丁目一八	同	二三六
富平町一丁目二七六	同	四〇二
釜山鎮七五	同	四〇二
富平町二丁目二	電話	五七九
大廳町二丁目二	同	六〇五

難波 悅藏
室金 繁藏
上田 勝藏
野田 卯三郎
後藤 卯三郎
淺谷 長輔
秋本 又五郎
品川 德藏
東 彌三郎
森岡 佐太郎
小野 乙ちよ
西津 治太郎
今村 秀治
西原 延策

△精米業

本町四丁目一三	同	四四二
埋立新町一七	同	五四九
大廳町	同	一一四
南濱町一丁目	同	一一六
埋立新町	同	七八二
同 町	同	五四九
△精米業		
富平町一丁目二七六	電話	三七
幸町二丁目五	同	二二一
大廳町二丁目二八	同	一四一
埋立新町三四	同	七四五
同町一四	同	四二九
西町四丁目四七	同	三五九

築地 砂次郎
長谷川 要太郎
小林 彦一
齋藤 七三郎
古賀 津郎
長谷川 要太郎
大池 忠助
釜山精米所
五島 甚吉
磯谷 喜三郎
土肥 喜八
那須 藤三郎
上田 勝藏

岸本町
同 町
釜山鎮

電話 八二〇
同 二〇七

石川 眞平
品川 德藏
西津治 太郎

△各種仲買業

南濱一丁目二四
同一丁目二九
埋立新町三二
南濱一丁目三七
同一丁目三九
同一丁目一五
本町四丁目一二
岸本町
埋立新町一八

電話 五一八
同 七四六
同 四九三
同 一九二
同 二四一
同 六六八
同 八〇七
同 一四五
同 二一七

(海産) 石井邦十郎
(同) 山中芳太郎
(米穀) 後藤卯三郎
(米穀海産) 山本利吉
(海産) 倉重由藏
(問屋) 藤森友一
(米穀) 島津敏右衛門
(問屋) 俵アキ
(問屋) 木村惣五郎

南濱町一丁目二七
同町二丁目一六
埋立新町
富平町一丁目一八八

同 五一六
同 一四六
同 一八一

(魚類) 河野卯吉
(魚類) 灘光常三
(魚類) 天野龜松
(魚類) 尾崎梅太郎

△紡績及金巾卸商

本町二丁目一一
同 二丁目
同 三丁目四
同 三丁目三
同 四丁目二五

電話 四〇三
同 五四五
同 一三三
同 二〇〇
同 四二一
同 四一八

高瀬政太郎
ホームリソクガ商會
山野秀一
松前才助
青見久米藏
田中善支店
小澤宇三郎

△韓人向雜貨商

本町二丁目一一

電話 四〇三

高瀬政太郎

本町四丁目二五	電話	四二一
同 三丁目一	同	四一八
同 一丁目一五	同	五四七
同 三丁目三〇	同	一一九
同 三丁目四	同	一〇七
同 四丁目一九	同	一三三
同 三丁目三	同	六五八
同 三丁目一四	同	二〇〇
同 三丁目一七	同	六七三

△西洋雜貨商

辨天町一丁目一三	電話	八一
幸町一丁目四五	同	七五六
辨天町二丁目四〇	同	一四四

田中善支店
小澤 宇三郎
武生 熊藏
村上元次郎
内山米太郎
松前才助
後藤祥一
青見久米藏
宮川百太郎
近藤商店
富原 研二

高野
山本庄三郎
阿部梅吉
齋藤本藏

△雜貨商

同二丁目四	同	三三九
南濱二丁目一四	同	一九〇
西町二丁目三七	電話	三四八
本町一丁目四六	同	三三四
本町三丁目三六	同	二六〇
辨天町一丁目一二	同	八一
富平町一丁目一二	同	七〇四
辨天町二丁目四〇	同	一四四
辨天町一丁目四	同	四八
辨天町二丁目四一	同	三三九
牧ノ島州岬	電話	四四四
釜山商業會議所 附屬賣品館內	電話	四四四

福榮商會
平野 宗三郎
西川 鶴藏

明治屋商店
豐泉 德次郎
梯 茂太
中野 嘉吉
高野屋
山本庄三郎
山西 義一
齋藤 本藏
齋藤 第二支店
福榮商會
平野 宗三郎
東 松太郎
河野 卓二

附 録 釜山商工人名録

辨天町二丁目	電話	九三六
辨天町二丁目七	同	四五四
辨天町一丁目(大池勸商場)	同	四五六

△和洋飲食料品商

南濱二丁目四五	電話	七〇五
辨天町二丁目七	同	五四六
辨天町一丁目一二	同	八一
富平町一丁目一二	同	七〇四
富平町四七	同	二四六
辨天町二丁目四〇	同	一四四
辨天町二丁目四一	同	三三九
辨天町二丁目三八	同	三五八
南濱二丁目五五	同	六三五

(綿)

土田松次郎
篠崎源太郎
山崎信治

ビソコ屋 田原寛二
久米浅吉
高野屋 山本庄三郎
山西義一
阿部豊吉
齋藤本藏
福榮商會 平野宗三郎
アヅマ屋 東原嘉次郎
宮崎辨五郎

附 録 釜山商工人名録

△小間物商

幸町二丁目一	電話	八〇二
幸町一丁目	同	三三五
幸町一丁目	同	六六九
同一丁目	同	八三一
釜山商業會議所 附屬賣品館内	同	四四四

△酒釀造業

西町一丁目二	電話	一一二
釜山鎮	電話	二五四
草場町	同	六一五
富平町一丁目一三	同	三一八
寶水町三丁目五〇	同	

近江屋 戸所他吉
水谷直二郎
濱野專太郎
長岡重太郎
岡田太助

今西峯三郎
原田龜吉
堀ミキノ
岡村清一
竹鶴輝二

富平町二丁目一七	電話	四一九
同 二丁目一五	同	二三二
草梁三區三三	同	五五三
西町一丁目三	同	三五五
富平町一丁目六三	同	五二〇
牧ノ島		
同 島		
同 島		
富平町一丁目二五八		
南濱町一丁目四六		
西町三丁目一四		
富平町三丁目一八四		
富平町二丁目三六		
草梁二區三七		

辻酒造株式會社	河野駒次郎
山内莊平	松岡豐藏
福田增兵衛	丸金酒造株式會社
武田愛治	横山キユウ
國廣ヒナ	工藤謙一
原田鶴松	川谷萬次郎
片岡健藏	松尾清七
山富ヤヨ	中原榮吉

△酒販賣商

西町一丁目二	電話	一一二
南濱一丁目	同	八一二
本町三丁目	同	一三五
南濱一丁目一九	同	一四二
辨天町三丁目一四	同	五二二
南濱一丁目一六	同	一三一
同 二丁目四四	同	八〇三
富平町二丁目一七	同	四一九
西町四丁目二九	同	六二四
南濱一丁目四六	同	四二六
辨天町一丁目一六	同	八六

小川治三郎	今西峯三郎
今西峯三郎支店	原田茂太郎
原田熊吉	堀ミキノ
大塚出張所	築山三郎兵衛
河谷嘉市	辻酒造株式會社
田熊支店	前長榮助
南方支店	永武豊次
栗山貞助	

附 録 釜山商工人名録

幸町二丁目一六	電話	三〇一
富平町一丁目五	同	二三二
西町二丁目一二	同	一五九
西町一丁目三	同	三五五
辨天町二丁目二五	同	同
本町四丁目二六	電話	三四三
南濱町二丁目	同	九五〇
本町二丁目七	同	六一七
辨天町三丁目一四	同	八五
大廳町三丁目二一	同	九〇二
西町一丁目一六	電話	二二六
幸町二丁目二九	同	六二〇

△醬油釀造業

山邑支店	內田留吉
山內莊平	松前才助支店
松前才助支店	福田增兵衛
小島政次郎	首藤定
清力釜山支店	堤真之
弘津佐一	二宮壽衛造
上西收五郎	伊藤小太郎
大久保忠太郎	

附 録 釜山商工人名録

牧ノ島	電話	一四五
草梁第三區	同	六四六
岸本町	同	九四六
西町一丁目一一	同	二三二
富平町二丁目七	同	一五九
牧ノ島州岬一一〇	同	三五五
富平町一丁目五	同	五九
西町二丁目一二	同	九二三
西町一丁目三	同	三〇八
西町四丁目三四	同	六一七
幸町一丁目	同	四六七
本町四丁目二五	同	同
本町二丁目七	同	同
南濱町二丁目二五	同	同

(荒物)

柏木幸助	河野嘉市	俵アキ	山本純一	山根太吉	山崎忠三郎	山內莊平	松前才助支店	福田增兵衛	五島甚吉	木寺クニ	水野巖	弘津佐一	吉井省二
------	------	-----	------	------	-------	------	--------	-------	------	------	-----	------	------

附 錄 釜山商工人名錄

△醬油販賣商

西町一丁目一六	電話	二二六
南濱一丁目一〇	同	六二六
本町三丁目一九	同	一三五
南濱一丁目一六	同	一三一
幸町二丁目二九	同	六二〇
南濱二丁目四四	同	八〇三
南濱二丁目一〇	同	一四五
同 二丁目二五	同	四六七
牧ノ島	電話	四二六
南濱一丁目四六	同	六二四
西町四丁目二九	同	六四六
西町一丁目一一	同	

伊藤 小太郎
富士其支店 原 山 一
大塚支店 原田 茂太郎
築山 三郎兵衛
大久保 忠太郎
河 谷 嘉 市
俵 ア キ
吉 井 省 二
柏 木 幸 助
南方支店 永 武 豐 次
田熊支店 前 長 榮 助
山 本 純 一

附 錄 釜山商工人名錄

△味噌製造及販賣業

富平町一丁目五	同	二三二
幸町二丁目一六	同	四六八
釜 山 鎮	同	六八〇
西町二丁目一二	同	一五九
西町一丁目三	同	三五五
西町四丁目三四	同	五九
幸町一丁目	同	九二三
本町四丁目二五	同	三〇八
本町四丁目二六	同	三四三
南濱一丁目四四	同	九四七
富平町二丁目七	同	九四六

山 内 莊 平
山邑支店 内 田 留 吉
山 中 嘉 一 郎
松前才助支店
福 田 增 兵 衛
五 島 甚 吉
木 寺 夕 二
水 野 巖
首 藤 定
安増實太郎支店
山 根 太 吉
原 山 一

西町一丁目一	電話	六四六
南濱町二丁目二五	同	四六七
辨天町二丁目四〇	同	六一

山本純一
吉井省二
阿比留貞助

△吳服商

辨天町二丁目七	電話	一五三
辨天町二丁目三六	同	六三九
辨天町二丁目	同	一二七
辨天町一丁目一九	同	七五
西町一丁目一五	同	一二二
西町一丁目一〇	同	六四五
幸町一丁目二〇	同	一三〇
南濱町	同	五六一
同町二丁目三七	同	七六五

飯田權之祐
飯田平次郎
堀口廣之助
大惠萬造
上田和三郎
梅田清之進
山本純一
河内常吉
濱瀬梅之助

△材木商

辨天町一丁目二一	同	五六三
埋立池ノ町三	電話	七五四
岸本町二丁目一〇	同	一四五
西町四丁目三四	同	六〇四
埋立佐藤町四	同	二二三
埋立新町	同	一六四
南濱町一丁目三七	同	四四九
埋立池ノ町一	同	五四〇
同 町	同	九六一
富平町一丁目八一	同	五〇二
牧ノ島	同	
埋立池ノ町	電話	八〇五

増永市松
大岡兎喜三
俵アキ
山本榮吉
正木徳松
阪田商店材木部
新原慶之助
島末慶太
長野惠三郎
藤田友太郎
野方源次
八幡網藏

△金物商

幸町一丁目一九	電話	二〇九
南濱町一丁目三七	同	一九五
同 一丁目三七	同	一七九
幸町一丁目四五	同	二四七
南濱町一丁目一〇	同	二三三
本町三丁目三六	同	二六〇
幸町二丁目二九	同	六二〇
南濱二丁目四八	同	七六六
本町三丁目三二	同	二〇二
本町三丁目一七	同	七六八
南濱町一丁目三七	同	七二三
幸町二丁目三一	同	三九五

石尾	チヨ
西村	政太郎
新納	嘉四郎
和田	彌五郎
角野	十吉
中野	嘉吉
大久保	忠太郎
山本	ヤシヲ
福田又支店	台三
福田	研二
近藤商店	木良重作
富原	研二
木良	重作
下條	茂三郎

△貴金屬商

大廳町二丁目一九七	同	四三
辨天町三丁目一	電話	一四九
同町三丁目一四	同	四五四
同町三丁目七	同	四五四

△鐵工業

富平町二丁目二七二	電話	四二二
同 四丁目二三二	同	六三三
幸町二丁目二五	同	二四二

△陶器業

本町二丁目一二	同	
---------	---	--

福原	定一
金子	貞八
青柳	芳五郎
木村	加一

西條	利八
横江	川定一
野口	三太郎

山口	忠次郎
----	-----

本町二丁目	電話	六七四
辨天町一丁目二八	同	四五三
辨天町	同	六二六
辨天町二丁目	同	五六二
本町四丁目一九		

森 虎 一
增本 德太郎
<small>西肥商會</small> 堤 清 一
相原 儀 八
西野 曹 一

△砂糖商

本町一丁目一四	電話	六〇三
本町一丁目一四	同	一三六
本町二丁目一	同	四〇三
辨天町一丁目二二	同	四六三
辨天町二丁目三六	同	八一
辨天町二丁目	同	五〇六

中島 德次郎 支店
松本 莊二郎 支店
高瀬 政太郎 支店
下 邑 榮 造
中 村 克 己
寺 田 安 太 郎

△繩 叭 商

埋立新町一丁目一	電話	五七
----------	----	----

長谷川 龜太郎

△農 具 商

富平町一丁目二四三	電話	七二七
-----------	----	-----

坂本 孫太郎

△石 炭 商

辨天町一丁目二七	電話	二一九
南濱町一丁目三〇	同	三〇九
埋立新町	同	八一六
大廳町一丁目七	同	九三〇

大 池 忠 助
國 安 忠 藏
澤山 兄弟商會
石 炭 部
二 葉 商 店

△薪 炭 商

岸本町二丁目一〇 電話 一四五
 富平町二丁目七 同 九四六
 埋立新町 同 二二七

△洋紙卸商

琴平町一七 電話 三〇
 本町一丁目一五 同 一一九
 大廳町 同 四六四

△學校用品及文具商

幸町一丁目二六 電話 三四二
 辨天町二丁目八 同 二二五
 同 町一丁目一〇 同 七四
 大廳町三丁目一〇一 同 七三五

(書籍)

俵 ア キ
 山根 太 吉
 松本 國 藏
 萩野 彌左衛門
 村上 元 治 郎
 北島 袈 裳 吉
 岩立 清 助
 吉見 フ ジ
 吉川 龜 吉
 博文 堂
 吉田 市 次 郎

幸町一丁目 同 六四
 釜山商業會議所附屬賣品館 同 四四四

△藥種賣藥商

辨天町一丁目一五 電話 六六一
 辨天町二丁目 同 四〇五
 本町四丁目二三 同 四二七
 本町一丁目四 同 三一五

△下 駄 商

幸町一丁目三六 電話 八〇六
 西町四丁目一八 同 四四七
 辨天町一丁目三〇 同 六四〇

水谷 直次 郎
 漆谷 常 作

龜井 亮 之
 大黒 西 松
 芦刈 清 次
 弓削 龍 藏

山根 太 吉
 弘津 ミ カ
 藤澤 吉 次 郎

△質 商

西町二丁目二七	電話	三〇七
富平町三丁目	同	三七八
釜山鎮	同	六八〇
西町四丁目六八	同	八〇一
西町二丁目二一	同	二九九
西町四丁目	同	
西町四丁目五六	同	
西町三丁目一七	同	九七五

△請 負 業

大廳町四丁目九	電話	九四〇
埋立仲之町一六	同	七三〇

伊藤甚三郎
上野階右衛門
山中嘉一郎
前田文之助
西岡嘉一郎
淺谷治助
渡邊ナヲ
濱野專太郎

今津利三郎
中村善述

△家 具 商

大廳町二丁目二三	同	二一
大廳町四丁目五	同	六四七
本町	同	七〇八
埋立中ノ町五	同	四八九
高島町	同	九一四
大廳町二丁目二	同	六三七
寶水町二丁目一七一	同	一七四
大廳町二丁目二四	同	八六四
埋立新町一丁目	同	三八〇

辨天町二丁目三四	電話	一四七
同町二丁目一四	同	一〇六
南濱町一丁目二八	同	二五三

中西彦三郎
三谷愛次郎
吉崎助三郎
一柳久右衛門
馬場政健
木下元治郎
釜山清潔組
橋本鶴吉
今津利三郎
中島丈次郎

林虎之助
中田久彌
築山利三郎

附 錄 釜山商工人名錄

大廳町三丁目	電話	七四四
同 町三丁目	同	四一六

△煙草販賣商

埋立池ノ町	電話	三一〇
本町二丁目二	同	三二五
寶水町一丁目五五	同	八四八
本町一丁目一五	同	一一九
本町三丁目四	同	一三三
辨天町二丁目三	同	二五六
本町三丁目三〇	同	一〇七
辨天町二丁目	同	八一
南濱町一丁目一九	同	三五二
太町三丁目三一	同	三五

伊藤國太
倉橋定藏

東亞煙草株式會社
釜山販賣部

(砂糖)
山田惣七郎
赤坂正一
中村克己
內山米太郎
內山直己
松前才助
村上元治郎
井上多聞太
迫間房太郎
追間房太郎

(金物)

附 錄 釜山商工人名錄

△煙草製造販賣商

富平町一丁目一三七	電話	九五四
西町三丁目三九	同	三一二
寶水町一丁目	同	七四一

△菓子製造販賣商

大廳町三丁目二〇	電話	八二一
辨天町二丁目一六	同	三〇四
本町二丁目一〇	同	四四三
南濱町二丁目四八	同	四六三
辨天町二丁目三八	同	五〇六
南濱町二丁目五	同	六三五
富平町一丁目二七三	同	

東洋煙草會

石田新吉
村上半三
釜山煙草株式會社

富永富平
田口彌三郎
松本吉次郎
下邑榮三
寺田安太郎
宮崎辨五郎
塚本利一

富平町一丁目二七三

△造 船 業

南濱町二丁目六	電話	九二八
牧ノ島州岬		

△船具及漁具商

南濱町二丁目一七	電話	五一六
同 町二丁目六	同	九二八
同 町一丁目四七	同	九五九

△回 漕 業

埋立新町	電話	一三
本町一丁目一五	同	一七八
高 島 町	同	一三四

塚 本 ツル

中 村 久 藏
田 中 若 太 郎

河 野 卯 吉
中 村 久 藏
福 島 源 次 郎

大 池 廻 漕 部
山 川 賢 一
釜山商船組 萩野 彌左衛門

埋立新町	同	八一六
中ノ町一〇	同	六六四
本町四丁目三	同	八五八

△通 關 業

本町一丁目八	電話	一六七
高 島 町	同	一三四

△鑛 山 業

本町一丁目	電話	四六五
-------	----	-----

△製鹽及販賣業

南濱町一丁目九	電話	四七八
牧ノ島		

澤山兄弟商會

一 法 師 竹 隈

釜山商船組 岩 橋 與 三 郎
海船組 原 田 常 太 郎

釜山商船組 岩 橋 一 郎
萩野 彌左衛門

小 宮 萬 次 郎

韓國台鹽販賣合資會社
夏 目 十 郎 兵 衛

附 錄 釜山商工人名錄

南濱町二丁目三七 電話 四一一
辨天町二丁目三三 同 九六二

許斐友次郎支店
源勝洋行

△煉瓦製造業

南濱町二丁目五 電話 五五

桐岡金三

△洋服商

辨天町二丁目三 電話 三六
辨天町二丁目 同 三五六

小林源六
陶山太郎

△硝子商

辨天町三丁目八 電話 六四一

大倉菊次郎

△荒物商

辨天町二丁目二〇 電話 二四五
釜山商業會議所附屬賣品館內 同 四四四

藤井良助
松元敬次郎

△時計商

辨天町一丁目 電話 二一〇
辨天町二丁目 同 三三八

園田安太郎
竹內由三郎

△寫真業

幸町一丁目一九 電話 三〇七
辨天町一丁目 同 二一〇

土肥德太郎
園田安太郎

△疊商

大廳町三丁目一七 電話 七四四
西町四丁目五 同 五三八

伊藤國太
鈴木寅吉

附 錄 釜山商工人名錄

附 錄 釜山商工人名錄

大廳町三丁目三 — 電話 四一六

倉橋 定藏

△鍛冶職

幸町三丁目二八 — 電話 五六九

山下 與三

△銃砲火藥商

大廳町二丁目二三 — 電話 二六一

名出 音市

△染物商

西町二丁目五〇 — 電話 三二四

小野 伊平

△洗濯業

大廳町二丁目二九 — 電話 九四〇

篠崎 藤吉郎

附 錄 釜山商工人名錄

△生肉商

西町二丁目四二 — 電話 二二〇

深堀 力太郎

△罐詰製造業

大廳町二丁目二六 — 電話 九五五

吉田 兼吉

辨天町一丁目二六 — 同 三二九

加納 佐一

本町一丁目三六 — 同 五六六

淡盛商會
武久 捨吉

△用達業

本町三丁目一一 — 電話 三〇六

花田 敏吉

△漁業

大廳町二丁目二一 電話 五四三

香椎源太郎

△屠獸業

草 梁 電話 七四六

釜山獸畜養屠株式會社
山中芳太郎

南濱町丁目二二九 電話

△古物商

牧ノ島 電話

米田常吉

△乾物商

西町三丁目二三 電話 五七七

阿部豐吉

南濱町二丁目二 電話 四〇八

林虎助

△足袋製造業

辨天町一丁目 電話 五二七

大山兄弟商會
大山儀一

△製粉業

富平町三丁目一五二 電話 四六八

田代政藏

△金貸業

南濱町 電話

奴賀新藏

△印刷業

大廳町二丁目 電話 五九五

和田利喜三

辨天町 電話 四三〇

釜山日報社

辨天町 電話 一五〇

朝鮮時報社

△セメント販賣業

大廳町一丁目 電話 六七一
富平町二丁目 同 五六四

戸島 樽太郎
村井 利右衛門

△酢 釀 造

西町二丁目一 電話 七六〇

田口 政五郎

△肥料販賣業

谷 町 電話
中ノ町三 同 八三

小林 彦一
戸塚 巳之助

△燐寸販賣業

本町四丁一七 電話 二〇八

兵庫清盛社
釜山 出張所

△製 麵 業

富平町一丁目二二三 電話 六六二

阿 部 豊 吉

△綿 商

大廳町二丁目二五 電話 八一八

藤 井 辰 男

△石 油 商

埋立新町一 電話 一六八

ライオンクサン石油株式會社
朝鮮 出張所

△茶 商

辨天町二丁目三 電話 二五六
釜山商業會議所 同 四四四
附屬賣品館内

内 山 直 己
早 川 繁 太郎

釜山公私職員一覽 (大正元年九月現在)

備考 官公衙、學校及銀行會社の代表者並民團議員及商業會議所 議員のみを舉ぐ

一 官吏

釜山府尹	(高等官三等)	若松 兎三郎	陸軍運輸部 釜山支部長	(工兵少佐)	寺江 鯉一
釜山稅關長	(高等官三等)	山岡 義五郎	鐵道局 草梁 工場長	(技 高等官五等)	小倉 亨
釜山地方法院長	(判 高等官二等)	鳥山 虎也 太	鐵道院 船船課 釜 山派出所主任	(鐵道院副參事 高等官六等)	矢野 菊松
同檢事正	(檢 高等官二等)	膳 鉦次郎	土木局 釜山 出張所長	(技 高等官六等)	榛葉 孝平
釜山郵便局長	(通 高等官五等)	志賀 良三郎	通信局 釜山 出張所長	(遞 高等官四等)	矢田 下次
釜山警察署長	(警 高等官六等)	橋本 秀平	移出牛檢 疫所長	(獸 高等官七等)	入交 清江
釜山監獄署典獄 長	(高等官七等)	芋川 正義	釜山守備隊長	(歩兵大尉)	池川 一
牛疫血清製造所 長	(農商務技師 高等官三等)	望月 龍三	釜山憲兵分隊長	(憲兵中尉)	矢野 助藏
			釜山倉庫 釜山支庫長	(陸軍一等主計)	橋本 國藏
			釜山縣長	(判任一級)	堀井 儀作

四 銀行會社員

朝鮮銀行出張所主任 阿部 秀太郎

釜山測候所長 (技 判任四級)

八太 益次郎

二 公 吏

釜山民團長

島 田 歸

民團立病院長 (醫 學士)

宇都 宮武雄

民團立傳染病院長

喜瀬 乘功

三 學校職員

釜山公立商業
專修學校長

伊香 賀矢六

釜山公立高等女學校長

高 橋 恕

釜山公立商業學校長

福 士 德平

第一銀行釜山支店支配人

河野 正次郎

十八銀行釜山支店長

下田 騰七郎

百三十銀行釜山支店長

井上 權之助

周防銀行釜山支店長

藤谷 卯作

慶尙農工銀行草梁支店支配人

中岡 祐雄

釜山水產株式會社社長

大池 忠助

釜山棧橋株式會社社長

迫間 房太郎

釜山倉庫株式會社社長

同

釜山煙草株式會社社長

小倉 胖三郎

釜山食糧品株式會社社長

山本 純一

大阪商船株式會社釜山支店長

長谷場 源四郎

韓國瓦斯電氣株式會社釜山支店取締役

佐藤 潤象

韓國興業株式會社釜山支店支配人

小 林 靜

韓國產鹽販賣合資會社主任

藤井 源次郎

附 録 釜山町名一覽

同 同 同 同 同 同 同 議 員

武久捨吉	議 員
河野正次郎	同
小澤宇三郎	特別議員
迫間保太郎	同
正木徳松	同
桐岡金三	同
松尾藤太郎	書記長
松前才助	

岡野政次郎
齋藤本藏
村上元次郎
豊泉徳次郎
難波悦藏
一名欠員
森田福太郎

釜山町名一覽

一本 町 (舊專管居留地) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一琴平町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一辨天町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一南濱町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目

一幸 町 (舊專管居留地) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一西 町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一富平町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一大廳町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目

一寶水町 (新市街) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一土城町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目
 一草場町 (同) 一丁目 二丁目
 一縁 町 (同遊廓) 一丁目 二丁目
 一富民町 (同) 一丁目
 一中島町 (同) 一丁目
 一谷 町 (同) 一丁目
 一佐藤町 (北濱埋築地) 一丁目
 一池ノ町 (同) 一丁目
 一大倉町 (同) 一丁目
 一埋立新町 (同) 一丁目
 一中ノ町 (同) 一丁目

一高島町 (北濱埋築地) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一京釜町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一岸本町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一東高砂町 (兩山鑿平跡新市街) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一西高砂町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一榮 町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一相生町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一藏前町 (同) 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
 一牧ノ島 第一區 第二區 第三區
 一草 梁
 一古 館
 一釜山鎮

備考

一、前表中本町より以下大廳町に至るは舊專管居留地域に屬す
 二、寶水町より以下谷町に至るは近年居留民團に於て整理經營せる所謂新市街

附 録 釜山旅館料理店及劇場案内

と稱する地域に屬す

三、佐藤町より以下岸本町に至るは先年釜山埋築株式會社の經營に係る北濱埋築地域に屬す

四、東高砂町より以下藏前町に至るは居留民間に於て港灣設備及市街發展地に資せんが爲め四十二年度より四ヶ年繼續事業として營繕山並領事館山の兩丘鑿平と同時に海面埋築を爲したる地域に屬し既に市街區劃の施設を了し目下市街地賣却開始中なり

五、牧ノ島、草梁及釜山鎮に於ける市街計劃も既に民間に於て測量を了し今後著々其整理を見んとす

釜山旅館料理店及劇場案内

一 旅 館

釜山辨天町一丁目二十七番地	電話 五一九	大池
同 琴平町十六番地	同 三七	岡野
同 岸本町七番地	同 三六一	鳴戸
同 琴平町九番地	同 六六六	荒井

附 録 釜山旅館料理店及劇場案内

同 埋立新町	同 一七三	難波
同 同	同 一四三	松井
同 辨天町二丁目二十七番地	同 三五	守谷
同 本町二丁目九番地	同 一〇二	松本
同 本町一丁目四十番地	同 二〇六	中上
同 岸本町六番地	同 五〇四	岡本
同 埋立新町八番地	同 一七一	大市
同 本町四丁目九番地	同 三六六	尾張
同 南濱町二丁目	同 五七四	富士
同 草梁第三區	同 四四六	灘光
同 池ノ町五番地	同 七三七	吾妻
同 南濱町一丁目三十四番地	同 三二八	柳井
同 本町三丁目十番地	同 七二〇	筑後
同 埋立新町四十三番地	同 六四五	辻屋

以上は釜山理事廳の認可を得て組織せられたる釜山旅人宿組合に屬する確實なる旅館にして何れも嚴格なる組合規約に遵ひ營業を爲し旅客待遇の懇切は素より鐵道便並船便發着の送迎其他手荷物取扱上旅客に對し種々の便宜を圖りつゝあり今組合規定に依る宿泊料は左の如し

釜山旅館組合規定宿泊料

等 級	宿泊料(一泊二飯)	晝食料一回
特 等	金參圓	金壹圓五拾錢
一 等	金貳圓五拾錢	金壹圓
二 等	金壹圓七拾錢	金八拾錢
三 等	金壹圓貳拾錢	金六拾錢
等 外	金九拾錢	金五拾錢

但し團體旅客に對しては各等共二割引とす

二 料理店

釜山幸町一丁目二番地	電話 七〇	鳴 戸	樓
同 同 二丁目四番地	同 一〇一	待 合	亭
同 琴平町九番地	同 一二九	京 阪	亭
同 南濱町	同 二三一	三 笠	笠
同 西町一丁目三十四番	同 三三三	千 よ	し
同 南濱町二丁目四十番地	同 三六五	智 戸	勢
同 寶水町一丁目一番地	同 七五八	與 可	樓
同 西町二丁目	同 三〇五	一 福	樓
同 大廳町二丁目十八番地	同 七三二	初 勢	樓
同 辨天町二丁目二十七番地	同 三五	守 谷	勢

三 西洋料理店

附 錄 釜山居留民團財政一覽

釜山南濱町二丁目
同 大廳町二丁目十六番地
同 幸町一丁目

電話一五一
同 一一三
同 六四

小 倉 庵
ミ カ ド
百 味 軒

四 劇場及寄席

一 劇場 釜山座(富平町) 東洋座(富平町) 幸 座(南濱町) 蛭子座(牧ノ島)
一 寄 席 辨天座(本町) 寶萊座(幸町)

釜山居留民團財政一覽

其一 歲入累年表

科目	四十五年	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年
居留民團稅	一五一、二五八	一二九、六九四	一二八、九一五	一二四、六三九	一二八、二九〇
使用料及手数料	六〇、八二五	五三、八九九	六〇、七七七	六九、六四三	四九、九二〇
財產收入	二、八八九	二、七七九	三、七七八	四、二五二	六一三
雜收入	二、五八三	三、七七七	四、六四八	四、四七二	三、一四〇

其二 歲出累年表

總計	經常部	繰越金	財產賣却代	財產收入	積立ヨリ繰入	特別會計ヨリ繰入	補助金	埋築地收入	寄附金	居留民團債	御下賜金	統監府交付金	臨時部計
三二六、二八六	二一七、五五五	三八、一九〇	四九、三四二	六、二四〇	二、九五九	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三、〇三〇	二四〇、〇〇〇			一〇八、七三一
五八三、四四七	一九〇、一四九	七三、八二八	四三、六〇八	六、四三〇	四〇二		二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三、〇三〇	二四〇、〇〇〇		三九二、二九八	五八三、四四七
三八九、四三五	一九八、一〇八	四九、一四〇	一一、八三三	七、四七六	二、七七八		二〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇、〇〇〇		一九一、三二〇	三八九、四三五
三四二、八五五	二〇三、〇〇五	四二、九二九	四五、八七七	六、三九一	三五三		二〇、〇〇〇	三〇〇	三〇〇	二四、〇〇〇		一三九、八五〇	三四二、八五五
三〇四、九八三	一八一、九七〇	四三五	三四、一八〇	五、八五三			一〇、〇〇〇	一、八九〇	一、八九〇	六三、一五三		一二三、〇一三	三〇四、九八三

附 錄 釜山居留民團財政一覽

役所費	四十五年	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年
三〇、二〇一	三二、七三一	三四、六七六	三一、二二七	三一、八〇四	

種別	年度				
	四十五年	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年
土地稅	三七,九五六	二九,六三五	二八,八三八	二七,七二一	二六,一七九

其三 民團稅累年表

總計	年度												
	四十五年	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	三十三年
教育費	八,九九六	四六,一二三	二,六一八	四二,九七二	一〇,六二四								
警備費	三五二			六二三	二,九〇三								
公園費	一八六			六三四	二,一一一								
衛生費	二八,三八七	三,二四〇	一〇,八九六	九,二六六	三三,一〇〇								
土地買收費			三〇,五九八		一三,〇三八								
土地交換價格差金			一,〇〇〇										
神社費													
新遊廊地經營費													
新市街地經營費													
嶺新里家屋移轉費													
奉迎費													
權利獲得補償金													
臨時部計	一三五,二六一	四〇一,九六六	一五四,四八五	一六七,三一九	一〇,〇〇〇								
總計	三二六,二八六	五八二,四四七	三一二,五四七	二九一,九四五	二六〇,五八〇								

附錄	年度												
	四十五年	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	三十三年
會議費	四〇八	一,〇二六	七〇一	五八三	一,一一二								
土木費	五,九二七	七,三四一	五,四七八	四,一四二	二,九七三								
教育費	七六,八五一	七六,三一三	五八,三六三	四九,〇三〇	四二,五五六								
衛生費	五五,五八四	四三,四四九	四五,二八三	二四,六五四	二二,七〇三								
救助費	八七三	八〇〇	六九五	五三一	九二								
警備費	一〇,〇七四	四,一一一	三,二二八	三,一七八	二,九四四								
公園費	三四八	三八七	二七五	一八五	六九								
墓地費	二七三	二七三	二〇〇	三七一	一八八								
租稅及負擔費	三〇	五〇	三四	七七	三一								
財產管理費	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四七	八三六								
接辦費	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,一二四	一,六九八	二,一五三								
基本財產編入金	九四七	七〇四	五三二	七一三	一,二二八								
積立金編入金	三〇二	四〇三	五六三	九三〇	一,二二八								
雜支	四,一〇七	七,七九三	三,七六九	二,二九四	三,三〇一								
水道費	三,〇〇〇	三,〇〇〇	二,一四一	五,〇六六	三,九二一								
豫備費	一九一,〇二五	一八〇,四八一	一五八,〇六二	一二四,六二六	一一四,九一一								
經常部計	二二,〇六六	二九,六八〇	一〇,〇七七	二一,八七三	五,五七〇								
補助金	一,〇五〇	九六〇	一,四一〇	八一〇	八八〇								
居留民團費	五〇,八四五	二八六,五三〇	七九,八六六	七三,七三四	三一,三〇五								
勸業費	二,三七九	三,一三三	二,六六四	二,四〇八	二,九五五								
特別會計編入金	二〇,〇〇〇	三二,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,五五〇								

附錄 釜山民團課稅率一覽

特 等	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等	八 等	九 等	戶別制		商業稅		工業稅		酒釀造稅		醬油釀造稅		
										年一人當稅金	年一人當稅額	年一人當稅金	年一人當稅額	年一人當稅金	年一人當稅額	年一人當稅金	年一人當稅額	年一人當稅金	年一人當稅額	
特等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000
一等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000
二等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000
三等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000
四等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000
五等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000
六等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000
七等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000
八等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000
九等	1,091,200	634,000	404,100	292,800	188,700	148,200	105,600	84,800	65,200	48,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000	1,200,000	1,100,000

釜山民團課稅率一覽 (四十五年度豫算)

附錄 釜山居留民團財政一覽

合 計	戶 別 稅	其 他 稅	市 場 稅	居 宅 稅	車 輛 稅	酌 給 稅	仲 居 稅	藝 妓 店 稅	飲 料 店 稅	雜 種 稅	醬 油 稅	酒 釀 造 稅	工 業 稅	營 業 稅	家 屋 稅	
																一五二,二五八
一五二,二五八	三二,三二二	一,六九一	一,五〇〇	一,五〇〇	三,六一九	三,六二四	一,三二〇	八,六四〇	一,二〇二	二,八八六	三〇,〇二二	四,五七八	六,一〇六	二,八九一	三〇,五九八	一二,三六三
一二九,六九四	二四,一五五	四,七一一	一,一〇〇	一,五三〇	二,八九八	一,八九六	一,一六四	一〇,一七六	一,四二九	三,二五八	二八,一八八	一,二一九	五,九五九	二,八一六	二八,七一五	一〇,四二六
一二八,九一五	二九,九六九	五,一三六	九六〇	一,一八二	二,四九七	一,八七五	一,一五八	七,八〇四	一,二八〇	二,九五九	二四,八五一	一,二一九	三,九六六	二,二八三	二七,七七四	一〇,〇一五
一二四,六三九	二四,八三一	六,三八八	一,〇四	一,一〇四	二,八四一	三,〇三九	九四六	一〇,八五四	一,三七七	三,二二九	三〇,七三三	一,〇六三	四,六五八	一,九三七	二六,三〇一	八,四五三
一二八,二九〇	三〇,六七八	五,四六八	九六〇	一,〇二六	四,四五七	二,五一一	五九八	一〇,七九七	一,六一八	二,六六五	三〇,〇九九	一,一五七	三,六四四	四,八〇一	二六,八六三	七,七四四

附 錄 釜山商業會議所經費賦課率一覽	特等(甲)		同等(乙)		一等		二等		三等	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
	六〇、〇〇	五、〇〇	四八、〇〇	四、〇〇	三六、〇〇	三、〇〇	二四、〇〇	二、〇〇	一六、八〇	一、四〇
	一〇、八〇	〇、九〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
	一八、〇〇	一、五〇	二四、〇〇	二、〇〇	三〇、〇〇	二、五〇	二四、〇〇	二、〇〇	一八、〇〇	一、五〇

釜山商業會議所經費賦課率一覽(四十五年度)

備考 四十五年度は豫算額を示し其他は凡て決算額を示せり

計	家屋費	公課費	接合費	退職給與金	雜費	豫備費
八、五一〇、九二	三五〇、〇〇	六二五、六四	四〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	六四五、三八
七、五三五、九七	三〇九、五七	六二五、六四	三八三、七七	二九四、一五	一〇〇、〇〇	二二八、九二
七、五八二、四四	三三二、五九	六二六、五五	三〇〇、〇〇	一九九、一五	二四、〇〇	五七三、二七
七、〇〇〇、一二	二九三、八八	五九〇、四八	四〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	三二〇、二六

附 錄 釜山商業會議所財政一覽

其二 支出累年表

備考 四十五年度は豫算額を示し其他は凡て決算額を示せり

計	賦課金	財產收入	借入料	雜收
八、五一〇、九二	四、八八三、四〇	三、二二七、五二	二、二九七、五二	九三〇、〇〇
八、三八九、三四	四、一一六、九〇	三、七一四、二三	二、二二四、二三	一、四九〇、〇〇
八、八六六、一五	三、九五七、七〇	四、二三八、五五	二、七八五、二二	一、四五三、三三
八、八五六、五六	四、〇七〇、三〇	三、三九二、〇六	二、四七四、〇六	九一八、〇〇
二五〇、〇〇	三、八五〇、〇〇	四〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
二四七、〇三	三、六二二、七三	四〇〇、〇〇	六九、一四	八三一、四一
二二〇、五三	三、五五七、二六	三三三、八三	一六、六四	九七三、九六
一、一四〇、〇〇	三、五四八、〇〇	三〇〇、〇〇	一九、八八	六九六、七五
二五〇、〇〇	三、八五〇、〇〇	四〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇

一 ラムネ、ジンジャービール、曹達水及礦水等の如き諸飲料	割分厘 七、七五
一 飲 食 物 (別號に掲げざるもの)	七、五
一 清酒及支那釀造酒	八、〇
一 林 檜 酒	八、五
一 麥 酒	一、〇〇
一 葡萄酒樽入、壺入各種 (ポルト、セリー、ヴェルモット、シヤンパン等を含む)、七、五	一、〇〇
一 リキユール各種	一、〇〇
一 酒精及蒸溜酒	七、五
一 壺入のもの	二、〇〇
二 樽入、壺入各種	二、〇〇
一 酒 類 (別號に掲げざるもの)	一、〇〇
一 煙 草 各 種	二、〇〇

一 貂、臘虎、海豹、獺、海狸、狐、兔及其他の上等毛皮	割分厘 一、五〇
一 皮 類	五、〇
一 生又は治理せざるもの	五、〇
二 鞣又は治理したるもの	七、五
一 熟 皮	七、五
一 普通のもの	七、五
二 上等のもの又は押形を附し模様を附け若は著色したるもの	一、〇〇
一 皮 革 製 品	八、〇
一 毛 髮	八、〇
一 毛 類 (別號に掲げざるもの)	七、五

第 三 類

一 羽 毛	割分厘 二、七五
一 骨 (工程を経ざるもの)	五、〇
一 角 (工程を経ざるもの)	八、〇
一 犀 角	八、〇
二 其の他	五、〇
一 牙 (工程を経ざるもの)	八、〇
一 象 牙	八、〇
二 其の他	五、〇
一 象 牙 製 品	八、〇
一 蹄 (工程を経ざるもの)	五、〇
一 甲 及 殼 (工程を経ざるもの)	八、〇
一 鼈 甲	八、〇
二 其の他	五、〇
一 甲 殼 製 品	五、〇

一 鼈甲製品	割分厘 二、〇〇
二 其 他	八、〇
一 珊 瑚 (工程を経ざるもの)	五、〇
一 珊 瑚 製 品 (全製又は半製のもの)	五、〇
一 珠	二、〇〇
二 其の他	八、〇
一 眞 珠	二、〇〇

第 四 類

一 植 物 性 油	五、〇
一 桐 油	五、〇
二 其の他	七、五
一 獸 脂	七、五
一 蠟 (動物性又は植物性のもの)	七、五

- 一 石油及其他の礦物性油 (別號に掲げざるもの) 五分
- 一 油、脂及蠟 (別號に掲げざるもの) 七分
- 一 蠟 附 油 八分
- 一 蠟 燭 七分

第五類

- 一 人 蔘 (紅、白、精、粗を別たす) 五分
- 一 明 礬 五分
- 一 硫 黃 七分
- 一 松 脂 七分
- 一 樟 腦 五分
- 一 龍 腦 五分
- 一 麝 香 一分
- 一 膠 五分

第六類

- 一 藥 材 (別號に掲げざるもの) 五分
- 一 製 藥 各 種 五分
- 一 化 學 藥 (別號に掲げざるもの) 七分
- 一 蘇 木 七分
- 一 雌 黃 七分
- 一 洋紅及コチニール 八分
- 一 朱 八分
- 一 ヴアニシユ及漆 七分
- 一 染料、顔料及彩料 (別號に掲げざるもの) 七分
- 一 タール及ピッチ 五分
- 一 塗料及同材料 (別號に掲げざるもの) 七分

第七類

- 一 實綿及線綿
- 一 亞麻、大麻、黃麻、苧麻及其他の植物纖維 (別號に掲げざるもの) 五分
- 一 繭 毛 五分
- 一 羊 毛 五分
- 一 織 絲 各 種 五分
- (綿、毛、大麻等にて製したるもの)
- 一 生絲、撚生絲、熨斗絲、屑絲、真綿 七分
- 一 線 及 縫 絲 七分
- 一 絹製のもの 八分
- 二 其の他 五分
- 一 天 蠶 絲 八分

割分厘

第八類

- 一 繩 索 各 種 割分厘
- 一 綿 製 品 七分
- 一 毛 製 品 七分
- 一 毛 綿 交 織 布 七分
- 一 紗、縮緬、琥珀、縐子、緞子、羽二重 五分
- 一 天鵝絨 (絹製のもの) 一分
- 一 絹 製 品 (別號に掲げざるもの) 五分
- 一 絹 綿 交 織 布 七分
- 一 絹 毛 交 織 布 七分
- 一 亞麻布、亞麻綿交織布、亞麻毛交織布、亞麻絹交織布各種 七分
- 一 帆 布 七分

割分厘

(66)

一 苧麻布及大麻、黃麻等の織物 (別號に掲げざるもの)	七、五	二 其他	七、五
一 プランケット及ラツグ	七、五	一 靴及其他の履物	七、五
一 地 氈	七、五	一 鈕釦、バックル、フック及アイ類、	七、五
一 蠟布、油布、及牀布	七、五	一 細 貨 類 (眞假を別たず)	
一 フ エ ル ト	七、五	一 鼈甲、珊瑚珠、眞珠、金、銀、ゼ	
一 蚊 帳 地	七、五	一 ド又は貴石製のもの、金又は銀を	
一 刺 繡 布	八、〇	一 鍍したるもの、蒔繪漆塗のもの	二、〇〇
(金、銀又は絹にて刺繡したるもの)	八、〇	二 硝子製のもの	一、〇〇〇
一 布帛及布帛製品 (別號に掲げざるもの)	八、〇	三 其 他	八、〇
一 衣類及服飾品各種	八、〇	一 髪 飾 具	
一 絹製のもの	八、〇	一 金屬製のもの	
		(甲) 金又は銀製のもの、瑠璃を施し	二、〇〇
		たるもの	

第九類

- (乙) 金屬を鍍したるもの
- (丙) 其他
- 二 象牙、鼈甲、珊瑚、眞珠、ゼード
又は貴石製のもの、上等漆塗のもの
- 三 絹、綿、毛、普通陶磁器、硝子、
モザイク又はメルシヤウム製のもの
- 四 其他

第十類

- 一 粗 紙
- 一 色紙、紋紙、ファンシーペーパー、壁紙
- 一 印刷料紙 (別號に掲げざるもの)
- 一 紙 類 (別號に掲げざるもの)

第十一類

- 一 印刷材
- 一 帳簿類 (白紙のもの)
- 一文具類
- 一 石炭及コークス
- 一 貴石類
- 一 ゼード製品
- 一 琥珀
- 一 モザイク製品
- 一 メルシヤウム製品
- 一 砥石
- 一 石 類 (別號に掲げざるもの)
- 一 工を加へたるもの

(67)

- 二 工を加へざるもの
- 一金 剛 砂
- 一セメント各種
- 一石 灰
- 一砂 紙

割分厘

一、〇〇
五、〇〇
五、〇〇
五、〇〇

- 一 鏡又は鍍銀したる硝子板
(縁の有無を別たす)
- 一硝子製品

割分厘

一、〇〇
七、五

第十二類

- 一煉瓦及瓦
- 一土 器
- 一陶 磁 器
- 一普通品
- 二上等品
- 一窓硝子各種
- 一硝子板 (縁の有無を別たす)

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

- 一鋼
- 一ブリキ板
- 一ニッケル
- 一白 金
- 一水 銀
- 一銅
- 一線
- 二其 他
- 一黄 銅

第十三類

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

- 一金 屬 箔
- 一金箔及銀箔
- 二其 他
- 一金屬各種 (別號に掲げざるもの)
- 一塊、錠、條、竿、板、繩、帶、丁形及アングル形
- 二筒、管、線、波形又は電鍍したる物
- 二故 及 屑
- 一針 及 ビン
- 一刃 物
- 一鍮 及 鍮
- 一金銀製品
- 一鍍金屬製品
- 一金又は銀を鍍したるもの
- 二其 他
- 一瑛瑯を施したる物品

割分厘

一、〇〇

七、五

七、五

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

五、〇〇

二、〇〇

五、〇〇

一、〇〇

八、〇〇

八、〇〇

- 一釘類、工匠具、鐵道用材料及其他的物品
(金屬製のもの)

割分厘

七、五

七、五

一、〇〇

一、〇〇

八、〇〇

七、五

一、〇〇

七、五

八、〇〇

八、〇〇

一、〇〇

第十四類

- 一時計及同部分品
- 一寫 真 器
- 一望遠鏡及雙眼鏡
- 一眼 鏡
- 一樂 器
- 一機 械 類
- 一金屬製のもの
- 二其 他
- 一兵器及彈藥
- 一獵 銃
- 一獵銃附屬品
- 一金屬製のもの

第十五類

一 香木各種	二、〇〇	一 傘	一、〇〇
一 家屋建築用木材(既に切組みたるもの)	、五〇	一 紙張りもの	、五〇
一 木 材 (別號に掲げざるもの)	、五〇	二 其 他	、七五
一 軟 木	、七五	一 傘 骨	、七五
一 堅 木	一、〇〇	一 膳、椀、重箱、盆、箆筒、鏡臺其他の木製器具	、五〇
一 屋 根 板	、五〇	一 漆 器	、五〇
一 竹 (割りたるを否とを別たす)	、五〇	一 蒔繪のもの	二、〇〇
一 樹皮其他の鞣皮用品	、五〇	二 其 他	、八〇
一 籐 (割りたるを否とを別たす)	、五〇		
(甲) 金屬を鍍したるもの	一、〇〇	一 木炭及骨炭	一、〇〇
(乙) 其 他	、七五	一 馬 具	一、〇〇
二 絹、綿又は毛製のもの	、七五	一 馬 車	一、〇〇
三 其 他	一、〇〇	一 荷 車	、八〇
一 爆 發 物	一、〇〇	一 扇 及 團 扇	、七五
		一 提 燈 類	、五〇
		一 ランプ及同部分品	、七五

一 障子、襖及木製の戸	、五〇	四 其 他	一、〇〇
一 家 具	、八〇	一 蓆	、五〇
一 旅櫃及提囊	一、〇〇	一 疊	、五〇
一 佩袋、煙囊其他袋物類	、七五	二 其 他	、五〇
一 絹、綿又は毛製のもの	一、〇〇	(甲) 普通品	、五〇
二 其 他	、七五	(乙) 上等品	、七五
一 煙 管	、七五	一 造 花	、八〇
一 金屬製のもの	、七五	一 繪畫、版畫、寫眞、彫刻物各種	一、〇〇
(甲) 金、銀製又は珪瑯を施したるもの	一、〇〇	(縁の有無を別たす)	一、〇〇
(乙) 金屬を鍍したるもの	、七五	一 美 術 品	一、〇〇
(丙) 其 他	、七五	一 衝球、象棋、骨牌其他の遊戯用器具	一、〇〇
二 象牙、鼈甲、珊瑚又はゼード製のもの	一、五〇	一 金屬のもの	一、〇〇
三 土器、普通陶磁器、硝子、モザイク又はメルシヤウム製のもの	、七五	(甲) 金屬を鍍したるもの	一、〇〇
		(乙) 其 他	、七五
		二 象牙製のもの	二、〇〇
		三 絹、綿、毛、土器、普通陶磁器、	、七五

附 錄 朝鮮關稅定率表

硝子、モザイク又はメルシヤウ ム製のもの	風分割	一マ ツ チ	割分風 五〇
四 其他	一、〇〇	一線 香	二、〇〇
一 玩 具	一、〇〇	一油 粕	二、〇〇
一 金屬製のもの	一、〇〇	一鳥糞其他の肥料	五〇
(甲) 金屬を鍍したるもの	一、〇〇	一護謄及護謄製品	八〇
(乙) 其他	一、〇〇	一船 舶	八〇
二 象牙又は鼈甲製のもの、上等漆塗 のもの	二、〇〇	一 帆 船	〇、三〇
三 絹、綿、毛、土器、普通陶磁器、 硝子、モザイク又はメルシヤウ ム製のもの	一、〇〇	二 蒸 汽 船	〇、五〇
四 其他	一、〇〇	三 其 他	〇、八〇
一 薰 香 類	一、〇〇	一別號に掲げざる生粗品又は未製品	五〇
一 齒 磨 粉	一、〇〇	一別號に掲げざる半製品	五〇
一 石 鹼	五〇	一別號に掲げざる全製品	八〇

第 十 六 類

一 理學、數學、氣象學、醫療用等の諸學

附 錄 朝鮮關稅定率表

術器具及其附屬品	無 稅	一 雜 形 各 種	同 分風割
一 活 字 (新古を別たす)	同	品 名	稅 率
一 書籍、新聞紙、樂譜、地圖、海圖及設 計圖	同	一 朝 鮮 產 品	從 價
一 收入印紙、郵便切手及官製郵便端書	同	一 小 麥	五〇
一 紙幣、銀行券及其半製品、利札、株 券其他の有價證券	同	一 大 豆	五〇
一 金 銀 地 金	同	一 小 豆	五〇
一 貨 幣	同	一 荏 胡 麻 子	五〇
一 度 量 衡 器	同	一 生 牛	五〇
一 消 防 用 具	同	一 牛 皮	五〇
一 農 具	無 稅	一 石 炭	五〇
一 蠶 種	同	一 鐵 鑛	五〇
一 貨物包裝用袋、叭、蓆、茶鉛及繩	同	一 其 他	無 稅
一 廣告專用板	同	二 其 他	同 無 稅

(四年五十四治明) 表 金 賃
(施實正改日一月)

附

錄 朝鮮鐵道乘車賃金表

驛名	等級	釜山	仁川	開城	黃州	平壤	新義州	安東縣	馬山	江景	群山	議政府	鎮南浦
仁川	一等	14.45											
	二等	10.12											
	三等	5.78											
開城	一等	15.95	3.45										
	二等	11.17	2.42										
	三等	6.38	1.38										
黃州	一等	19.10	8.15	4.70									
	二等	13.37	5.71	3.29									
	三等	7.64	3.26	1.88									
平壤	一等	20.25	9.25	5.85	1.15								
	二等	14.18	6.48	4.10	.81								
	三等	8.10	3.70	2.34	.46								
新義州	一等	27.60	16.60	13.15	8.50	7.35							
	二等	19.32	11.62	9.21	5.95	5.15							
	三等	11.04	6.64	5.26	3.40	2.94							
安東縣	一等	27.75	16.75	13.30	8.65	7.50	.15						
	二等	19.43	11.73	9.32	6.06	5.26	.11						
	三等	11.10	6.70	5.32	3.46	3.00	.06						
馬山	一等	1.25	14.10	15.65	20.35	21.50	28.80	28.95					
	二等	.88	9.87	10.96	14.25	15.05	20.16	20.27					
	三等	.50	5.64	6.26	8.14	8.60	11.52	11.58					
江景	一等	8.90	7.75	9.30	14.00	15.15	22.45	22.60	10.15				
	二等	6.23	5.43	6.51	9.80	10.61	15.72	15.83	7.11				
	三等	3.56	3.10	3.72	5.60	6.06	8.98	9.04	4.06				
群山	一等	10.45	9.30	10.90	15.55	16.70	24.05	24.20	11.70	1.60			
	二等	7.32	6.51	7.63	10.89	11.69	16.84	16.95	8.19	1.12			
	三等	4.18	3.72	4.36	6.22	6.68	9.62	9.68	4.68	.64			
議政府	一等	13.10	2.10	3.30	8.00	9.15	16.45	16.60	1.430	7.95	9.55		
	二等	9.17	1.47	2.31	5.60	6.41	11.52	11.63	1.001	5.57	6.69		
	三等	5.24	.84	1.32	3.20	3.66	6.58	6.64	.572	3.18	3.82		
鎮南浦	一等	21.95	11.00	7.55	2.85	1.75	9.05	9.20	23.20	16.85	18.40	10.85	
	二等	15.37	7.70	5.29	2.00	1.23	6.34	6.45	16.24	11.80	12.88	7.60	
	三等	8.78	4.40	3.02	1.14	.70	3.62	3.68	9.28	6.74	7.36	4.34	

三、乘車賃金率左の如し
 一等 三等賃金の七割五分増
 二等 三等賃金の十五割増
 三等 一哩に付 金貳錢

車 乘 道 鐵 鮮 朝

附

錄 朝鮮鐵道乘車賃金表

備考
 一、本表は各線の重要驛のみを掲ぐ
 二、賃金計算上哩以下の端数は一哩に切り上るものとす

驛名	等級	釜山	津浪三	邱大	泉金	田大	院致島	原水	浦登永	山龍	門大南	門大西	川仁
釜山	一等	1.55											
	二等	1.09											
	三等	.62											
津浪三	一等	2.40	3.90										
	二等	1.68	2.73										
	三等	.96	1.56										
邱大	一等	1.90	4.25	5.75									
	二等	1.33	2.98	4.03									
	三等	.76	1.70	2.30									
泉金	一等	2.80	4.65	7.00	8.55								
	二等	1.96	3.26	4.90	5.99								
	三等	1.12	1.86	2.80	3.42								
田大	一等	1.20	3.95	5.80	8.15	9.70							
	二等	.84	2.77	4.06	5.71	6.79							
	三等	.48	1.58	2.32	3.26	3.88							
院致島	一等	2.75	3.95	6.70	8.55	10.90	12.45						
	二等	1.93	2.77	4.69	5.99	7.63	8.72						
	三等	1.10	1.58	2.68	3.42	4.36	4.98						
原水	一等	1.05	3.80	4.95	7.70	9.55	11.95	13.45					
	二等	.74	2.66	3.47	5.39	6.69	8.37	9.42					
	三等	.42	1.52	1.98	3.08	3.82	4.78	5.38					
浦登永	一等	.20	1.20	3.95	5.10	7.90	9.75	12.10	13.65				
	二等	.14	.84	2.77	3.57	5.53	6.83	8.47	9.56				
	三等	.08	.48	1.58	2.04	3.16	3.90	4.84	5.46				
山龍	一等	.10	.30	1.30	4.05	5.20	8.00	9.85	12.20	13.75			
	二等	.07	.21	.91	2.84	3.64	5.60	6.90	8.54	9.63			
	三等	.04	.12	.52	1.62	2.08	3.20	3.94	4.88	5.50			
門大南	一等	.05	.15	.35	1.35	4.10	5.25	8.00	9.90	12.25	13.75		
	二等	.04	.11	.25	.95	2.87	3.68	5.60	6.93	8.58	9.63		
	三等	.02	.06	.14	.54	1.64	2.10	3.20	3.96	4.90	5.50		
門大西	一等	1.25	2.45	2.35	2.50	3.55	4.70	5.85	8.60	10.50	12.85	14.45	
	二等	.88	1.72	1.65	1.75	2.49	3.29	4.10	6.02	7.35	9.00	10.12	
	三等	.50	.98	.94	1.00	1.42	1.88	2.34	3.44	4.20	5.14	5.78	

附 錄 朝鮮鐵道大貨物賃金表

朝鮮鐵道大貨物賃金表

(明治四十五年七月一日改正實施)

甲、運 賃

一、普通貨物

(イ) 斤扱 百斤一哩に付

級別	一哩	二十哩迄	二十哩以上	五十哩以上	五十哩以上	二百一哩以上	二百一哩以上	三百一哩以上
一級品	五厘	四厘五毛	四厘	參厘五毛	參厘	二厘五毛	二厘	一厘五毛
二級品	五厘	四厘五毛	四厘	參厘五毛	參厘	二厘五毛	二厘	一厘五毛
三級品	六厘	五厘	五厘	四厘五毛	四厘	三厘五毛	三厘	二厘五毛
四級品	九厘	八厘	七厘五毛	七厘	六厘五毛	五厘五毛	五厘	四厘五毛

(ロ) 噸扱 一噸一哩に付

級別	一哩	二十哩迄	二十哩以上	五十哩以上	五十哩以上	二百一哩以上	二百一哩以上	三百一哩以上
一級品	四錢	三錢九厘	三錢八厘	三錢七厘	三錢六厘	三錢五厘	三錢四厘	三錢三厘
二級品	四錢	三錢九厘	三錢八厘	三錢七厘	三錢六厘	三錢五厘	三錢四厘	三錢三厘
三級品	五錢	四錢五厘	四錢四厘	四錢三厘	四錢二厘	四錢一厘	四錢	三錢九厘

附 錄 朝鮮鐵道大貨物賃金表

(イ) 生獸類 一哩一量に付

二、特種貨物

(ニ) 速達便扱

速達便扱貨物は別に定むる區域内に於ける受取人宛のものに限り取扱ふ

運賃は一箇毎に五拾斤に付百哩迄四十錢とし百一哩以上は五十哩迄毎に五錢を加ふ

停車場よりの配達は無賃とす

一箇の重量二百斤若くは才積四十才又は長十五尺を超過するものは速達便扱を爲さず

(ホ) 長尺品、重量品

長二十七尺以上の長尺物若は一箇の重量三噸以上の貨物の運賃は所定運賃の十割増とす

長五十尺以上の長尺物若は一箇の重量五噸以上の貨物の運賃は臨時の約束に依る

附 錄 朝鮮鐵道大貨物賃金表

種別	哩	種別	哩	種別	哩	種別	哩	種別	哩
牛	八	馬	六	牛	八	馬	六	牛	八
三頭を以て牛又は馬一頭の割合に換算す		三頭を以て牛又は馬一頭の割合に換算す		三頭を以て牛又は馬一頭の割合に換算す		三頭を以て牛又は馬一頭の割合に換算す		三頭を以て牛又は馬一頭の割合に換算す	
二十哩迄	二十一哩以上	五十哩迄	五十一哩以上	一百哩迄	一百一哩以上	二百哩迄	二百一哩以上	三百哩迄	三百一哩以上
八 錢	六 錢四厘	四 錢八厘	參 錢貳厘	壹 錢六厘	壹 錢貳厘	四 頭未滿は四頭分を徵收す	十二頭未滿は十二頭分を徵收す	摘	要

(口) 危險品

拔別	哩	拔別	哩	拔別	哩	拔別	哩	拔別	哩
斤扱百斤一哩に付	六	噸扱一噸一哩に付	五	噸扱一噸一哩に付	四	斤扱百斤一哩に付	六	噸扱一噸一哩に付	五
二十哩迄	二十一哩以上	五十哩迄	五十一哩以上	一百哩迄	一百一哩以上	二百哩迄	二百一哩以上	三百哩迄	三百一哩以上
四 錢	參 錢貳厘	貳 錢四厘	貳 錢四厘	壹 錢六厘	八 厘	壹 錢貳厘	壹 錢貳厘	八 厘	九 厘

(ハ) 車輛類 一車一哩に付

- 小兒車 壹錢五厘 自轉車 壹錢五厘 自働自轉車 貳錢五厘 人力車 貳錢五厘
- 自働車 拾五錢 馬車 拾五錢 荷車 拾錢 荷馬車 拾錢

(ニ) 火藥類

小銃用安全彈藥筒、雷管若は爆竹のみを裝著せる銃砲の空藥莢、雷管、爆竹、安全導火線、信管、門管、起爆劑を附せざる黃色藥、濕藥(箱内の火藥を充分濕潤の上箱を密閉し該箱に濕藥と明記したるもの)
百斤一哩に付 壹錢貳厘 但し五百斤未滿は五百斤分を徵收す
ダイナマイト、綿火藥等劇發火藥類以外の火藥類

乙 料金、増賃金、違約金

一、發著手数料 (發著各)

(イ) 普通貨物

斤扱 百斤に付 壹錢五厘 噸扱 一噸に付拾錢 車扱 一噸に付 五錢
但し車扱に在りては貨車標記重量噸數に依り計算す

(ロ) 特種貨物

生 獸 類

牛、馬 二頭迄 貳拾錢
牛、馬 三頭以上は一頭を増す毎に 參錢

犢、駒、羊、豚 六頭迄 貳拾錢
犢、駒、羊、豚 七頭以上は三頭迄毎に 參錢

危 險 品

普通貨物に同じ

附 錄 朝鮮鐵道大貨物賃金表

附 錄 朝鮮鐵道大貨物賃金表

車輛類 一車に付
 小兒車、自轉車、自動自轉車、人力車 貳錢
 荷車 拾錢
 自動車、馬車、荷馬車 五拾錢
 火藥類
 一口百斤迄のもの 一口に付五拾錢
 五百斤分若くは三千五百斤分の最低運賃を徵收するもの 百斤に付五錢
 死體、特種貴重品
 臨時の約束に依る

二、増賃金

(イ) 貴重品 價格百圓迄毎に

五十哩迄 五錢 百哩迄 拾錢 二百哩迄 拾五錢 二百一哩以上 貳拾錢

(ロ) 動物 價格拾圓迄毎に

五十哩迄 五錢 百哩迄 拾錢 二百哩迄 拾五錢 二百一哩以上 貳拾錢

三、貨物保管料 二十四時間迄毎に

(イ) 普通貨物

斤扱及速達便扱 百斤に付 五錢 噸扱及車扱 一噸に付 五拾錢

(ロ) 特種貨物

小兒車、自轉車、自動自轉車、人力車 百斤に付 五錢

(ハ) 前記以外の貨物の保管料は臨時之を定む

四、貨物留置料 二十四時間迄毎に

(イ) 普通貨物

斤扱及速達便扱 百斤に付 壹錢 噸扱及車扱 一噸に付 拾錢

(ロ) 特種貨物

小兒車、自轉車、自動自轉車、人力車 百斤に付 壹錢

(ハ) 前記以外の貨物の留置料は臨時之を定む

五、貨車留置料 十二時間迄毎に

貨車標記重量噸數 一噸に付 五拾錢

六、違約金

貨車留置料に同じ

七、運送狀態本、保證狀、貨物引換證手数料 一通に付 五錢

丙、賃金計算方

- 一、貨物は特別の契約に依るものの外本表記載の割合を以て運賃並發着各停車場に於ける發着手数料を計算徵收す
- 二、斤、噸、車扱及生獸類の運賃は各哩別區間毎に其所定賃率に依り各別に計算し之を積算す。
- 三、運賃、料金は發着停車場別、扱別及品別に計算し之を一口とす
 一口の託送貨物は一車分を超過することを得ず但し一車に積載し得ざるものは此の限に在らず
- 四、重量の計算は百六十匁を以て一斤とし千六百九十三斤四四を以て一噸とす
- 五、容積の計算は曲尺を以て其長、厚及幅の最長部分を測り之を相乘し一立方尺を以て一才とす但し特に才積算法を定むる

附 錄 朝鮮鐵道大貨物賃金表

附 錄 朝鮮鐵道大貨物賃金表

- ものは此の限に在らず
- 六、斤、噸及才の端數は之を切上ぐ
- 七、錢及哩の端數は之を切上ぐ
- 八、斤扱に依るものは五十斤未満の端數は五十斤として計算す
- 九、噸扱に依るものは二噸に満たざるときは二噸として計算す
- 十、車扱に依るものは貨車標記の重量噸數に依り計算す
- 標記重量噸數十四噸以上の貨車に積載するものは其積載貨物の重量噸數に依り計算し十四噸に満たざるときは十四噸として計算す
- 十一、貨主の請求に依り特に一車を使用する場合に於ては貨車標記の重量噸數に依り賃金を計算す
- 十二、貨主の請求に依り特に列車を指定し運送を望むものあるときは相當賃金の二倍を以て臨時之に應ずることあるべし
- 十三、一梱包中に異りたる品種に屬する貨物を混入するものに對しては全部四級品の賃率に依る
- 十四、等級表中記載なき貨物は類似の貨物に依り、類似の貨物に依り難きものは三級品の賃率に依る
- 十五、等級表中特に記載なきときは附屬品は其本品の等級、混作品は其主要材料の等級に依る

○貨金算出方の例 南大門釜山間噸扱米一噸(約六石五斗)の貨金算出方を示せば左の如し
米は一級品にして哩程二百七十五哩に付其運賃

一哩より二十哩迄	二十哩分	一哩四錢にて	八拾錢
二十一哩より五十哩迄	三十哩分	一哩三錢二厘にて	九拾六錢
五十一哩より百哩迄	五十哩分	一哩二錢四厘にて	壹圓貳拾錢

丁 等級拔萃

(重なる貨物)「表中*を付したるものは貴重品とす」

百一哩より二百哩迄	百哩分	一哩一錢六厘にて	壹圓六拾錢
二百一哩より二百七十五哩迄	七十五哩分	一哩八厘にて	六拾錢

之を合算すれば五圓拾六錢となり之に發着手数料貳拾錢を加へ五圓參拾六錢となる

<p>一級品</p> <p>石「工を受けざるもの」</p> <p>石灰</p> <p>土管</p> <p>瓦</p> <p>薪、炭</p> <p>煉瓦石</p> <p>苗木</p> <p>農業用具</p> <p>鑛石</p> <p>黒鉛</p> <p>穀物、粉類</p> <p>鐵及鋼</p> <p>肥料</p> <p>木材「工を受けざるもの」</p> <p>石炭類</p>	<p>セメント</p> <p>二級品</p> <p>石「工を受けたるもの」</p> <p>紡績絲</p> <p>道具類「職工用の」</p> <p>海草</p> <p>皮「精製せざる」</p> <p>家具類、庖厨具、掃除具、</p> <p>紙</p> <p>漬物</p> <p>葦繩、吠、莖</p> <p>鹽干魚、鮮魚(鱈、鱈、鱈、 大刀魚に限る)</p> <p>果物</p> <p>野菜類</p> <p>鐵鋼製品</p> <p>煤油</p>	<p>砂糖</p> <p>器械類「組立ざるもの」</p> <p>金屬「貴金屬を除く」</p> <p>味噌、醬油、酢</p> <p>木材「工を受けたるもの」</p> <p>三級品</p> <p>衣服「四級のものを除く」</p> <p>動物「死したる」</p> <p>陶磁器</p> <p>織物「綿、毛、麻の」</p> <p>綿</p> <p>家具類「二級のものを除く」</p> <p>乾物</p> <p>煙草</p> <p>器具</p> <p>染料</p> <p>魚「生、鮮、燒、蒸、煮、漬たる」</p>	<p>兩具各種「發火の慮あるものを除く」</p> <p>和酒、麥酒、洋酒、</p> <p>器械「組立たるもの」</p> <p>金屬製品「貴金屬を除く」</p> <p>食物</p> <p>引越荷物「實荷主が託送するものに限る」</p> <p>四級品</p> <p>衣服「絹、上布、毛皮製のもの」</p> <p>織物「絹製*」</p> <p>藥品</p> <p>繭</p> <p>器械「高價なるもの」</p>
---	--	---	--

品名	單位	日本各港										北清各港				
		嚴原	郷浦	博多	長崎	關門	阪神	横濱	東京	大連	芝罘	太沽	牛莊	一等	二等	三等
一等品	才	160	160	170	160	100	140	160	100	100	100	100	100	100	100	100
二等品	才	150	150	160	150	100	130	150	100	100	100	100	100	100	100	100
三等品	才	140	140	150	140	100	120	140	100	100	100	100	100	100	100	100
穀物類	百斤	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
牛骨	斤	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
明太魚	個	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
海參	個	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
干貝	個	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
生魚	才	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
鹽魚	才	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
海草類	個	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

釜山輸出荷物運賃表

釜山輸出荷物運賃表 (日本及北清各港)

其一 日本及北清各港

（日本郵船汽船協定）

附錄 大阪商船會社釜山寄港航路旅客運賃表

其三 朝鮮經由長崎大連線

(備考)

- 特別割引 各航路を通して特別割引をなすもの次の如し
- 日本海軍々人軍屬各等二割引
- 日本外交官及其家族(領事官にも準用す)
- 一、二等一割五分引
- 三、廢兵 附屬人(要するときは一人限り)各等二割引
- 小兒運賃 十二歳未満は半額 四歳未満は一人に限り無貨 二人以上なるときは他は四分の一宛とす
- 手荷物運搬 一等は一人に付百五十斤又は十五才、二等は百二十斤又は十二才、三等は六十斤又は六才を限り無貨とす
- 右制限を超過するものは十斤又は一才に付金拾五錢を申受く

長崎	郷浦			嚴原			釜山			木浦			群山			仁川			鎮南浦			大連		
	一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等
380	340	300	260	320	280	240	300	260	220	280	240	200	260	220	180	240	200	160	220	180	140	200	160	120
340	300	260	220	280	240	200	260	220	180	240	200	160	220	180	140	200	160	120	180	140	100	160	120	80
300	260	220	180	240	200	160	220	180	140	200	160	120	180	140	100	160	120	80	140	100	60	120	80	40

